

総合評価書

街頭犯罪・侵入犯罪の発生を
抑止するための総合対策の推進

平成18年12月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

我が国の刑法犯認知件数は、平成8年以降、7年連続して戦後最多を記録し、14年には昭和期の約2倍に達するなど、極めて憂慮すべき状況にあり、治安の悪化に対する国民の不安感も増大していた。とりわけ、街頭犯罪及び侵入犯罪の14年までの5年間の認知件数の増加数は、同期間中の刑法犯認知件数の増加数の約4分の3を占めていた。

このような情勢から、14年11月、警察庁は、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進を図ることとした。これを受け、警察庁及び都道府県警察では、15年1月1日を始期とする街頭犯罪等抑止計画に従い、国民が身近に不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための諸対策を強力に推進してきた。

その結果、主な街頭犯罪の認知件数は15年から、主な侵入犯罪の認知件数は16年からそれぞれ減少に転じるなど所期の成果を上げつつあるが、いまだ国民の不安を解消するには至っていない。

国家公安委員会・警察庁では、上記総合対策の推進について、15年から17年までの3年間を対象に、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するため、総合評価方式による評価を実施することとし、本報告書を作成した。

なお、これまで16年8月及び17年9月に、それぞれ評価経過を記載した経過報告書を作成したところである。

目 次

	頁数
評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 政策所管課及び評価を実施した期間	1
3 評価の視点	2
4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
各政策の評価の結果	9
総論 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進	9
第1 街頭活動を強化するための執行体制の確保	2 2
第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化	2 6
第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の 推進強化	3 1
第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進	3 9
第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進	4 4
評価の結果と今後の展望	5 3

評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

(1) 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策」策定の経緯

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続け、治安の悪化に対する国民の不安感も増大していた。とりわけ、路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪及び侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪が急激に増加し、国民に不安を与えていた。このような情勢にあって、犯罪の発生を抑止し、治安を回復することが喫緊の課題となっていた。

そこで、警察庁においては、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための諸対策を総合的に推進するため、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか。以下単に「依命通達」という。）を通達した（別添1）。

(2) 総合対策の内容

依命通達により示された街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策（以下「総合対策」という。）の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 街頭犯罪及び侵入犯罪について、その増勢に歯止めを掛け、発生を抑止することを目的とすること。

イ 平成15年1月1日を始期とし、期間を定めて、地域を限り特定の犯罪類型を対象とした計画を策定し、一定の期間ごとに計画の達成状況を検証すること。

ウ 各部門が有機的に連携した総合的な体制を確立し、

刑事部門及び生活安全部門においては、犯罪の発生状況、手口等の情報の共有・分析、当該分析結果の計画の策定・見直しへの活用

地域部門等の街頭活動を行う部門においては、街頭における職務質問等による検挙その他の取締り活動

刑事部門においては、犯罪の発生抑止に資する検挙活動

生活安全部門においては、犯罪類型に応じて実効ある防犯対策

を、それぞれ一層推進すること。

エ 関係機関・団体との連携に配慮すること。

オ 警察署協議会の開催等を通じ、地域住民の要望・意見を踏まえること。

カ 警察庁に街頭犯罪等抑止総合対策室を設置し、必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図ること。

2 政策所管課及び評価を実施した期間

(1) 政策所管課

評価の対象となる政策を所管する課（政策所管課）は次のとおりである。

長官官房総務課

生活安全局生活安全企画課

生活安全局地域課

生活安全局少年課

刑事局刑事企画課
刑事局捜査第一課
刑事局犯罪鑑識官
刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
交通局交通指導課
情報通信局情報管理課

- (2) 評価を実施した期間
平成15年から17年までの間

3 評価の視点

総合対策は、警察庁が都道府県警察に対し個別具体的な施策の実施を指示し、それを受けて一律的・画一的に実施されるものでなく、都道府県警察が個別の実情に応じて計画を策定し、実施するものである。そのため、評価の視点については、対象となる犯罪類型や対策推進手法が多岐にわたることから、全国的な統計から得られる認知件数、検挙状況だけでなく、都道府県警察で実施された効果的な施策の実施状況等、様々な角度から効果の発現状況を検証することとした。

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 警察政策評価研究会
平成18年11月6日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した。
- (2) 警察政策学会「犯罪予防法制研究部会」に対する調査
平成18年9月末までに、警察政策学会「犯罪予防法制研究部会」(別添2)の部会員から、総合対策の推進に関する知見を得た(別添3)。

5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- (1) 都道府県警察による自己評価の実施
都道府県警察は、平成15年から17年の間の総合対策の成果について、自己評価を実施した。
- (2) 国民に対するアンケート調査
平成18年9月19日から25日までの間、全国約5,600人に対し、総合対策の推進に関する調査をアンケート方式で実施した。

原議保存期間 5 年 (平成19年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
 (参考送付先)
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁乙生発第5号、乙官発第11号
 乙刑発第4号、乙交発第5号
 乙備発第5号、乙情発第5号
 平成14年11月11日
 警察庁次長

街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について(依命
 通達)

最近の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が6年連続して戦後最多を記録し、本年においても昨年を上回る勢いで増加しているなど、極めて憂慮すべき状況にあり、治安の悪化に対する国民の不安感が増大している。

このような情勢にあつて、犯罪の発生、とりわけ国民が身近に不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための諸対策を強力に推進し、治安を回復することが喫緊の課題である。

警察庁においては、別添のとおり「街頭犯罪等抑止総合対策室設置要綱」を定め、街頭犯罪等抑止総合対策室を設置し、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための諸対策の総合的な推進を図ることとした。

各都道府県警察にあつては、下記の方針により、貴職自らが指導力を発揮し、犯罪の発生を適正かつ確実に認知し、地域の実情に即した効果的な諸対策の推進に努められたい。

命により通達する。

記

1 対策の目的

近年急激に増加し、国民が不安を感じている、路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪及び侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪について、その増勢に歯止めを掛け、発生を抑止することを目的とする。

2 対策の推進方策

関係局長が定めるところにより、街頭犯罪等抑止計画(以下「計画」という。)を策定した上、計画に従って対策を推進し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 計画策定及び推進上の留意事項

(1) 計画の始期は、平成15年1月1日とし、期間を定めて、地域を限り特定の犯

罪類型を対象として計画を策定すること。

- (2) 一定の期間ごとに計画の達成状況を検証すること。
- (3) 各部門が有機的に連携した総合的な体制を確立すること。
- (4) 刑事部門及び生活安全部門にあっては、犯罪の発生状況、手口その他の犯罪の抑止に必要な情報の相互の共有を一層推進した上でこれを分析し、計画の策定及びその見直しに活用すること。
- (5) 地域部門等の街頭活動を行う部門にあっては、街頭において職務質問等を行うことにより検挙その他の取締り活動を一層推進すること。この場合において、小さな違法行為であっても看過することなく、事案の内容に応じ、適切な指導取締りを行うこと。
- (6) 刑事部門にあっては、犯罪の発生抑止に資する検挙活動を一層推進すること。
- (7) 生活安全部門にあっては、犯罪類型に応じた実効ある防犯対策を樹立し、推進すること。
- (8) 関係機関・団体との連携に配慮すること。
- (9) 警察署協議会の開催等を通じ、地域住民の要望・意見を踏まえたものとする

街頭犯罪等抑止総合対策室設置要綱

1 設置

警察庁に、街頭犯罪等抑止総合対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

2 任務

対策室は、近年急激に増加し、国民が不安を感じている、街頭犯罪及び侵入犯罪について、その増勢に歯止めを掛け、発生を抑止するため、必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

3 構成

対策室は、室長、副室長、事務総括及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長 次長

副室長 官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、警備局長、情報通信局長、総括審議官

事務総括 長官官房審議官（生活安全局担当、刑事局担当）

室員 総務課長、人事課長、会計課長、国際第一課長、生活安全企画課長、地域課長、少年課長、刑事企画課長、捜査第一課長、暴力団対策第一課長、交通企画課長、交通指導課長、警備企画課長、警備課長、情報通信企画課長

4 運営

- (1) 室長は、庁内各部門の取組みを総括し、必要な指導・調整を行う。
- (2) 副室長は、各所掌分野について室長を補佐する。
- (3) 事務総括は、庁内各部門の取組みの集約に当たる。
- (4) 室員は、部門間の連携に配慮しつつ、各所属部署における取組みの推進に当たるとともに、都道府県警察における計画の策定及び推進等について必要な指導・支援を行う。

5 分科会

- (1) 室長は、必要により、対策室に分科会を置くことができる。
- (2) 分科会は、分科会長、分科会副会長及び分科会員をもって構成し、それぞれ室長が指名する者をもって充てる。
- (3) 対策室の運営に関するこの要綱の規定は、分科会の運営について準用する。
- (4) 分科会長は、分科会の会議の結果について対策室に報告しなければならない。

6 庶務

対策室の庶務は、生活安全企画課及び刑事企画課において共同で処理する。

警察政策学会「犯罪予防法制研究部会」

部会員名簿

渥美 東洋（部会長）	警察政策学会会長（中央大学名誉教授）
安念 潤司	成蹊大学法科大学院教授
太田 達也	慶應義塾大学法学部・法科大学院教授
小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
小名木 明宏	北海道大学大学院法学研究科教授
駒村 圭吾	慶應義塾大学法学部・法科大学院教授
小山 剛	慶應義塾大学法学部・法科大学院教授
櫻井 敬子	学習院大学法学部・法科大学院教授
徳本 広孝	明治学院大学法学部助教授
中野目 善則	中央大学法科大学院教授
野口 貴公美	法政大学大学院政策科学研究科助教授
藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
三浦 大介	神奈川大学法学部助教授

（敬称略。警察関係者を除く。）

犯罪予防法制研究部会部会員の主な意見

1 総合対策推進のための防犯情報等の発信・提供方法やその内容について

犯罪実態等の情報提供の在り方には、まだ改善の余地があろう。例えば、人口の分布、過去の犯罪発生、地理データ、年齢、性別、国籍、交通量、店舗の所在状況など、諸情報を相関的に提示できるシステムがあってもよいのではないか。

警察署の地区をより細分化して、各住民が、少なくとも週に1度は犯罪や安全の情報に接することができるように、情報提供のネットワークを作り直す必要があるのではないか。

ウェブサイトによる情報提供は、一定の効果が上がっていると思うが、交番や警察署の出す広報紙は、防犯関係者を除くとほとんど読まれていないのではないか。独身世帯や若い夫婦の世帯などを始めとする若い世代のほか、独居老人の世帯などに対する情報提供方法を工夫すべきではないか。

ウェブサイトや紙媒体を用いた警察からの一方的な情報提供では、周知の徹底という面で限界がある。地域コミュニティーとしての自治会・町内会等を通じた情報提供が期待される。その際には、一方的な情報提供ではなく、例えば、地域内で発生した空き巣被害情報等、地域の求める犯罪情報を迅速・的確に提供していくようにすることが重要ではないか。また、提供に際しては、個人情報保護に配慮した情報提供の体制整備が必要であろう。

2 制服の警察官やパトカーによる街頭活動・警戒活動の在り方に関して

英国におけるCSO (community support officer) のような街頭視認性を高める仕組みを工夫してはどうか。例えば、現在既に導入されている警察OBによる交番相談員の配置の拡充などが考えられよう。

パトカー等による警らの活動を増やしているようには見受けられるが、走り抜けていだけであり、その効果を実感できない。むしろ、自転車や徒歩でのパトロールを増やす方が効果的であろう。

空き交番解消のための施策が進められているが、同時に交番の統廃合も進められている。交番を閉鎖して空き交番を解消しても意味がないのではないか。駆け込み寺的な拠点としての交番の存在は、地域住民が安心して暮らすことのできる必須条件である。

3 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動について

努力はなされていると感じるが、捜査の人的資源が犯罪の発生に追いついていない。

4 暴走族等の非行集団に対する取締り強化、解体補導、立直り支援等について

もう少し強い態度で臨む方が良い。

非行集団対策は、取締りだけではなく、個々の少年の職場、学校、家庭、仲間等

に関する具体的な事情を踏まえた抜本的な解決策を考えるべきであり、少年個人に対する早い段階からの継続的な介入や立直り支援が重要であると思われるので、ひとり警察だけで対応するのではなく、関係機関・団体が連携して取り組む仕組みづくりが重要ではないか。

5 子どもの安全対策について

学校と警察等との協力関係を密にすることが必要である。

子どもの安全対策は、地域住民の協力抜きには考えられない。防犯パトロールの組織化に関する自治会・町内会等への助成指導に重点を置くべきである。時間ごとに定点で登下校を確実に見守るシステムを作るのも一つの方法であろう。

6 総合対策の取組みの方向性や内容について

本総合評価書の経過報告書^()において、策定された計画の対象地域と対象地域外における認知件数がいずれも減少しているなど、総合対策に対する中間段階での効果検証が極めて不十分である。

「安全な市民生活」というキャッチフレーズを前面に出して、今後も活動を続けて欲しい。

警察法上の警察組織以外の団体と警察との間で、いかにして有機的な連携をとるかが鍵となるだろう。具体的には、住民生活の安全確保の責務を負う基礎的自治体としての市町村、さらには、住民団体との協働をより一層構築する必要がある。犯罪予防組織に関する法理論の追究と、これら諸団体との連携に関する法制整備が必要となるだろう。

街頭犯罪・侵入犯罪に的を絞った対策は、社会の警察に対する信頼の回復の観点からは、良い施策だったといえるのでは。今後は、より全体を考えて、総合的な犯罪の予防について戦略的で先手を打った政策を考え、実施してもらいたい。

() 国家公安委員会及び警察庁では、平成16年8月及び17年9月に、それぞれ評価経過を記載した経過報告書を作成している。

各政策の評価の結果

評価の対象とする政策の名称 総論 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進
(政策所管課 生活安全企画課、刑事企画課、総務課、情報管理課)

1 政策の内容

国民が身近に不安を感じる街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するため、警察庁が策定した依命通達及び各年の基本方針に従い、都道府県警察において、犯罪実態の分析結果に基づき、地域を限定し、特定の犯罪類型等に重点を絞った計画を策定し、治安回復に向けた諸対策を総合的に推進する。

また、施策効果の検証結果に基づき、適宜計画の見直しを行う。

2 取組みの内容

(1) 計画の策定

依命通達により、都道府県警察に対し、街頭犯罪等抑止計画の策定及び計画に従った対策の推進を指示した。

(2) 効果の検証及び計画の見直し

依命通達により、都道府県警察に対し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うよう指示した。

(3) 基本方針の策定

平成16年以降は、前年10月までの総合対策の推進状況を踏まえて、警察庁街頭犯罪等抑止総合対策室において翌年における総合対策の基本方針を決定し、都道府県警察に対し、基本方針で示した重点目標等に留意して、計画の見直し及び総合対策の推進に取り組むよう指示した。

(4) 総合対策推進上の留意事項

依命通達により、各部門が有機的に連携した総合的な体制の確立、情報の共有と分析、関係機関・団体との連携への配慮、警察署協議会の開催等を通じた地域住民の要望・意見の反映について留意して推進するよう指示した。

3 効果の把握の手法

(1) 警察庁による取組みを示した。

(2) 都道府県警察における計画の策定状況、計画の見直し状況及び計画の達成状況を分析した。

(3) 都道府県警察による自己評価を分析した。

(4) 総合対策のうち、総論的事項について分析した。

なお、個別の施策の推進に関する事項は、第1から第5までの各論部分において分析している。

(5) 都道府県警察から報告された事例を参考とした。

4 警察庁による取組みの結果

(1) 依命通達並びに平成16年及び17年の基本方針の発出

ア 依命通達

(ア) 総合対策の目的

近年急激に増加し、国民が不安を感じている路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪及び侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪について、その増勢に歯止めを掛け、発生を抑止することを目的とした。

(イ) 総合対策の推進方策

街頭犯罪等抑止計画を策定した上、計画に従って対策を推進し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととした。

(ウ) 計画策定及び推進上の留意事項

- ・ 平成15年1月1日を始期とし、期間を定めて、地域を限り特定の犯罪類型を対象として計画を策定することとした。
- ・ 各部門が連携した総合的な体制を確立することとした。
- ・ 犯罪の発生状況、手口その他犯罪の抑止に必要な情報の共有と分析を行い、計画の策定及び見直しに活用することとした。
- ・ 街頭活動を強化し、検挙その他の取締り活動を一層推進することとした。
- ・ 犯罪の発生抑止に資する検挙活動を一層推進することとした。
- ・ 犯罪類型に応じた実効ある防犯対策を樹立することとした。
- ・ 関係機関・団体との連携に配慮することとした。
- ・ 警察署協議会の開催等を通じ、地域住民の要望・意見を踏まえたものとする事とした。

イ 平成16年の基本方針

(ア) 重点目標

- ・ 街頭犯罪については、平成15年中に減少させるに至らなかった路上強盗、自動車盗、強制わいせつ等の抑止を図るとともに、減少した犯罪類型については、更なる抑止を図ることとした。
- ・ 侵入犯罪については、特にコンビニエンスストアを対象とするものを始めとする侵入強盗及び住宅対象侵入窃盗について抑止を図ることとした。

(イ) 具体的施策

総合対策を効果的に推進していくためには、検挙活動はもとより、犯罪が起こりにくい環境づくりや関係機関との協力が不可欠であることから、

- ・ 活発な街頭活動の展開と凶器や侵入用具の携帯等秩序違反行為の取締りの積極的な推進
- ・ 暴走族等の非行集団に対する取締り並びに加入防止、離脱支援及び立直り支援の推進
- ・ 不良行為少年の補導活動の積極的な推進

- ・ 駐車場及び駐輪場の防犯対策の強化
- ・ 地域住民やボランティア団体の活動の支援を推進することとした。

ウ 平成17年の基本方針

(ア) 重点目標

- ・ 街頭犯罪については、依然として発生水準の高い路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上ねらいその他の犯罪類型及び街頭における略取誘拐を重点として、抑止を図ることとした。
- ・ 侵入犯罪については、侵入強盗（特に住宅対象及びコンビニエンスストア対象）及び住宅対象侵入窃盗を重点として、抑止を図ることとした。

(イ) 効果の検証を踏まえた計画の策定

これまでに講じた施策、今後講ずる必要のある施策等の対策面に配慮した多角的な分析を加えながら、推進してきた計画の効果及び適否を検証して評価を行い、その結果を踏まえて平成17年の計画に反映させることとした。また、犯罪が相対的に多発している地域を適切に選定するとともに、多発している犯罪類型に絞り込むこととした。

(ウ) 具体的施策

平成16年の基本方針における具体的施策に掲げるもののほか、

- ・ 学校、保護者との連携による少年の規範意識の高揚
- ・ 子どもを対象とした防犯教室等の開催及び避難訓練等の実施による自主防犯行動の促進
- ・ 犯罪発生状況の分析に基づいた捜査員の集中投入等組織的な検挙活動の強化
- ・ 侵入強盗及び侵入窃盗に対する防犯対策の推進と検挙活動の強化
- ・ 情報の内容や提供の媒体に工夫を凝らした犯罪発生情報及び防犯情報の提供による自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進
- ・ 自主防犯組織の結成及びパトロール活動等の自主防犯活動の支援の促進並びに警察と地域社会の一層の連携強化

を推進することとした。

(2) その他の取組み

ア 執務資料の作成

警察庁は、全国の街頭犯罪及び侵入犯罪の認知・検挙状況や優れた都道府県警察の施策を取りまとめた執務資料を作成し、都道府県警察に送付した。

イ 管区警察局ごとの担当者会議の開催

管区警察局ごとに街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策に係る会議を開催し、総合対策の推進状況を把握するとともに、警察庁が示した施策例の説明や優れた都道府県警察の施策例の紹介を行った。

5 都道府県警察における取組みの結果

(1) 計画の策定

すべての都道府県警察が、依命通達及び各年の基本方針に基づき、街頭犯罪等抑止計画を策定した。

計画の策定数⁽¹⁾

	15年	16年	17年
計画数	186	185	150

(1) 都道府県から警察庁に対し報告のあった計画のうち、街頭犯罪・侵入犯罪以外を対象とした計画を除く。

(2) 計画の見直し

都道府県警察では、犯罪情勢の変化や計画の達成状況等を踏まえ、対象とする犯罪類型の選定等計画の在り方について継続的に見直しを加えた。

主な犯罪類型を対象とする計画数（重複して選定）

	15年	16年	17年
路上強盗	35(18.8%)	33(17.8%)	25(16.7%)
ひったくり	89(47.8%)	60(32.4%)	41(27.3%)
強制わいせつ	66(35.5%)	41(22.2%)	29(19.3%)
自動車盗	73(39.2%)	58(31.4%)	54(36.0%)
オートバイ盗	73(39.2%)	49(26.5%)	42(28.0%)
自転車盗	85(45.7%)	86(46.5%)	71(47.3%)
車上ねらい	124(66.7%)	114(61.6%)	87(58.0%)
部品ねらい	17(9.1%)	26(14.1%)	26(17.3%)
自動販売機ねらい	39(21.0%)	47(25.4%)	37(24.7%)
侵入強盗	32(17.2%)	17(9.2%)	16(10.7%)
空き巣	114(61.3%)	104(56.2%)	77(51.3%)
忍び込み	88(47.3%)	78(42.2%)	47(31.3%)

(3) 計画の達成状況

平成15年から17年までの間、オートバイ盗又は自動販売機ねらいを対象とした各計画では、それぞれ8割以上の計画において当該犯罪類型の認知件数を減少させることができた一方、侵入強盗又は路上強盗を対象とした計画では、当該犯罪類型の認知件数を減少させることができたものが6割程度にとどまるなど、犯罪類型によって計画の達成率に差が生じた（別添4）。

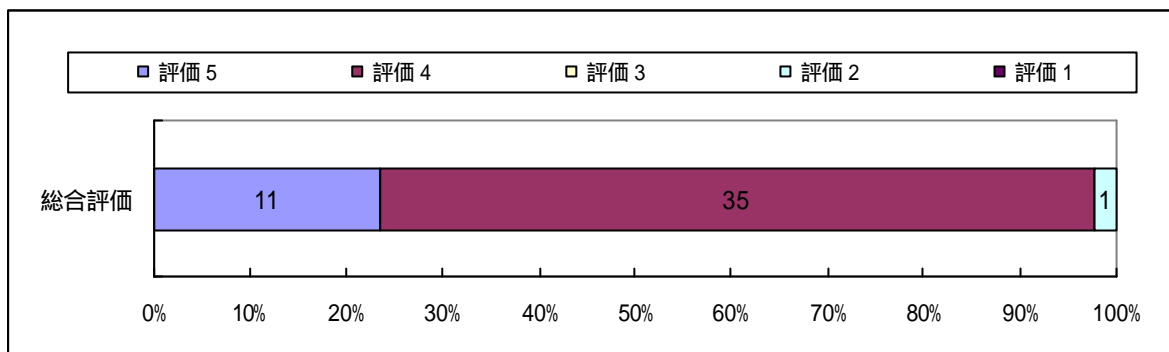
平成15年から17年の計画総数及び当該犯罪の認知件数を減少させた計画数（主な犯罪類型から一部抜粋）

	3年間の計画総数	減少した計画数（%）
オートバイ盗	164計画	146計画(89.0%)
自動販売機ねらい	123計画	104計画(84.6%)
侵入強盗	65計画	41計画(63.1%)
路上強盗	93計画	57計画(61.3%)

(4) 都道府県警察による自己評価の実施

警察庁では、計画の効果を把握する一助とするため、都道府県警察に対し、

平成15年から17年までの総合対策の成果について、5段階評価による自己評価を実施するよう指示した。それによると、46都道府県警察が総合対策全般の評価を4以上とした。



【自己評価例】

「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動については、これまでの様々な取り組みにより、県民意識の高まりや地域での自主防犯活動の芽生え等を生じさせ、「平成15年からの3年間で、刑法犯認知件数を14年対比で3割減少させる」という当面の犯罪抑制目標を達成した。しかしながら、県民誰もが被害者となり得る「身近な犯罪」は依然多発し、「振り込め詐欺」等悪質な知能犯罪が増加していることに加え、女子児童が被害者となる殺人事件が発生するなど、県民の体感治安は依然として厳しい状況にある。今後の取り組み方針としては、「今後5年でピーク時の半減を目指す」という行動目標、すなわち、18年からの5年間で刑法犯認知件数をピークであった13年及び14年時に比べ半減させるという新たな目標を掲げ、県民・事業者・NPO・市町等、多様な主体と協働して、だれもが安全・安心を実感できる広島県の実現に努めていく（広島）。

抑止計画に基づき、検挙と予防による総合対策を強力に推進した結果、京都府下の平成17年中の街頭犯罪の認知件数は3万1,817件と、3年間で9,895件（23.7%）減少し、また、侵入犯罪の認知件数も2,076件と、3年間で689件（24.9%）減少するなど、犯罪総量の抑制が図られ、府民の体感治安の回復に一定の成果を納めた。しかしながら、女性・子どもが被害となる犯罪等の発生により、府民の体感治安は依然として厳しい状況にあり、今後は、指数治安に加え、体感治安をより一層向上させていく必要がある（京都）。

抑止計画に基づき総合対策を強力に推進した結果、平成17年中の指定重点犯罪の認知件数は、14年に比べ約43%減少し、刑法犯認知件数も、14年に比べ約16%減少した。指定重点犯罪の発生総数を4年の水準に戻すという「犯罪抑止3年計画」の目標は、4年に比べ約20%減少したことにより達成できた。18年の犯罪抑止対策は、従来の指定重点犯罪に新たに「車上ねらい」と「振り込め詐欺」の2つを追加し6罪種とし、さらに、多発犯

罪として、各警察署の管内で重点的に抑止すべき犯罪を掲げ、検挙と防犯両面のバランスの良い対策を推進する。これにより、都民が期待する「安全・安心な街・東京の更なる実現」に向け取り組む（警視庁）。

6 総合対策の総論的事項に関する取組みの結果

(1) 関係各部門の連携による推進体制の確立

すべての都道府県警察において、関係部門が参画する総合対策本部、総合対策委員会、専門部会、分科会等を設置し、また、必要に応じて、専門性及び機動性を重視したプロジェクトチーム等を編成した。

【事例】

平成17年4月、犯罪総量の抑制を目的に、従来の犯罪抑止対策本部に加え、管区機動隊員からなる本部長直轄の組織である犯罪抑止対策実施本部を新設した。警察力の希薄な区域や時間帯を補完するため県独自の「地理犯罪分析システム」を活用し、犯罪の発生実態を分析した上で、全県的な視野に立って対象罪種と対象地域を選択し、そこに制服警察官を集中投入するなどの「抑止と検挙」活動を強化したほか、各市町村の持つ環境や固有の犯罪情勢をとらえ、当該市町村と協働し地域住民の参加を得た「安全なまちづくり」活動を推進した（群馬）。

(2) 犯罪発生の早期把握・分析システムの構築

都道府県警察においては、犯罪発生実態を多角的に分析することにより、効果的に犯罪の発生を抑止するため、犯罪情報分析システムを構築した。

【事例】

平成14年11月から、街頭犯罪や侵入犯罪の発生状況及び検挙状況を毎日、警察署からオンラインで警察本部に報告させ、警察本部において、この情報を集約・分析した上で、その結果を各警察署に提供し、各警察署では、これを防犯情報として地域住民に提供するほか、街頭活動等に活用している（千葉）。

(3) 関係機関・団体との連携

都道府県警察においては、総合対策を効果的に推進するため、自治体における犯罪の抑止に関する担当部署の新設、警察職員の派遣等により連携を強化した。

【事例】

平成15年11月から知事部局に複数の警察職員を派遣するなどし、従来警察が主体となってきた防犯・交通安全教室等の活動を、県職員と連携して行う制度を確立している。活動内容は、地域住民からの依頼を受けた警察署からの要請等により、防犯教室、薬物乱用防止、少年非行防止教室等の講師として警察職員を派遣するほか、防犯キャンペーンや地域住民等による自主防犯活動の促進、支援、参加等を警察官と共同して取り組むものである。また、犯罪多発地域において住民と合同の自主パトロールを実施するなどして、地域の犯罪抑止に貢献している（神奈川）。

(4) 警察署協議会等で示された地域住民の要望・意見の反映

各警察署において、警察署協議会等を通じて、地域住民に犯罪の発生状況や推進中の施策を報告するとともに、地域住民からの要望・意見を聴取し、総合対策に反映させた。

【事例】

急増する振り込め詐欺被害について、地域住民から「振り込め詐欺という言葉は知ってはいても、実際どのように電話が架かってくるのか分からず、不安である」との声が協議会等に多数寄せられたことから、振り込め詐欺再現テープを作成の上、警察署に配布し、被害防止対策を強化した。また、新たな手口に対応して内容を変更するなどタイムリーな振り込め詐欺の電話を疑似体験できる、フリーダイヤル作戦を展開中である(警視庁)。

(5) 国民の自主防犯活動の活性化

ア 地域安全情報の効果的な提供

「国民に対する防犯情報の提供の推進について(通達)」(平成15年11月14日付け警察庁丁生企発第371号)により、都道府県警察による国民に対する適切な防犯情報の提供の推進を指示した。都道府県警察においては、これを踏まえ、地域住民、学校、事業者等に対し、提供先の特性に応じた地域安全情報を提供するとともに、その提供に当たっては、ウェブサイト、メール、テレビ・ラジオ、ミニ広報紙、新聞折込チラシ等の各種媒体を活用した。

【事例】

平成17年3月から、メールにより、あらかじめ登録した会員の携帯電話に、地域における犯罪、不審者情報等をリアルタイムに提供している。17年中の発信回数は251回、会員登録数は約2万人に達している(熊本)。

イ 自主防犯活動への支援・連携

都道府県警察において、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体等に対して、地域安全情報の提供、防犯相談や参加・体験・実践型の防犯教育、警察官との合同パトロール、補助金の交付等の支援を行った。

【事例】

自主防犯パトロール隊等の防犯組織の活動の促進のため、県警では年間1,050万円の予算を獲得し、平成17年中は、活動時の防犯用具購入及び活動保険等に対する補助金として約600万円を交付した。17年末までに県下で158団体の自主防犯パトロール隊が結成され、それぞれの地域の実情に即したパトロール活動を実施した(大分)。

7 街頭犯罪・侵入犯罪の発生の抑止状況

(1) 犯罪情勢の変化の状況

ア 刑法犯の認知及び検挙の状況

平成17年中の刑法犯認知件数は226万9,293件と、14年に比べ58万4,446件(20.5%)減少し、15年以降3年連続して減少した。また、17年中の刑法犯の検挙件数及び検挙人員は、それぞれ64万9,503件、38万6,955人と、14年に

比べそれぞれ5万7,144件(9.6%)、3万9,397人(11.3%)増加し、17年の刑法犯の検挙率は28.6%と、14年に比べ7.8ポイント上昇した。

イ 街頭犯罪の認知状況

「主な街頭犯罪⁽²⁾」の認知件数は、平成15年以降3年連続して減少し、17年中の認知件数は108万6,497件と、14年に比べ54万4,052件(33.4%)減少した。

(2) 「主な街頭犯罪」とは、路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいをいう。

ウ 侵入犯罪の認知状況

「主な侵入犯罪⁽³⁾」の認知件数は、平成15年には増加したものの16年、17年と2年連続して減少し、17年中の認知件数は28万1,499件と、14年に比べ9万3,103件(24.9%)減少した。

(3) 「主な侵入犯罪」とは、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入をいう。

刑法犯・主な街頭犯罪・主な侵入犯罪の認知件数(別添5)

	13年	14年	15年	16年	17年
刑法犯	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293
主な街頭犯罪	1,664,309	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497
主な侵入犯罪	332,719	374,602	376,446	331,228	281,499

(2) 各年の基本方針において重点目標として掲げた犯罪類型の抑止の状況

ア 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降15年まで増加傾向にあったが、16年以降2年連続して減少し、17年中は2,192件と、14年に比べ696件(24.1%)減少した。

イ ひったくり

ひったくりの認知件数は、平成3年以降14年まで増加傾向にあったが、15年以降3年連続して減少し、17年中は3万2,017件と、14年に比べ2万292件(39.5%)減少した。

ウ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、平成11年以降15年まで増加傾向にあったが、16年以降2年連続して減少し、17年中は4万6,728件と、14年に比べ1万5,945件(25.4%)減少した。

エ 車上ねらい

車上ねらいの認知件数は、平成14年まで増加傾向にあったが、15年以降3年連続して減少し、17年中は25万6,594件と、14年に比べ18万6,704件(42.1%)減少した。

オ 街頭における強制わいせつ

街頭における強制わいせつの認知件数は、平成15年まで増加傾向にあったが、16年以降2年連続して減少し、17年中は5,254件と、14年に比べ661件

(11.2%) 減少した。

カ 街頭における略取誘拐

街頭における略取誘拐の認知件数は、平成16年まで増加傾向にあり、17年中は199件と減少したものの、14年に比べ24件(13.7%)増加した。

キ 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年以降15年まで増加傾向にあったが、16年以降2年連続して減少し、17年中は2,205件と、14年に比べ231件(9.5%)減少した。

ク 侵入窃盗

侵入窃盗の認知件数は、平成10年以降14年まで増加傾向にあったが、15年以降3年連続して減少し、17年中は24万4,776件と、14年に比べ9万3,518件(27.6%)減少した。

8 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

総合対策実施前の平成14年と対比して、17年の刑法犯認知件数は58万4,446件(20.5%)減少した。同じ期間中、主な街頭犯罪の認知件数は54万4,052件(33.4%)、主な侵入犯罪の認知件数は9万3,103件(24.9%)と、それぞれ減少した一方、刑法犯全体から主な街頭犯罪及び主な侵入犯罪を除いた認知件数は、ほぼ横ばいで推移している。すなわち、期間中における刑法犯認知件数の減少は、主な街頭犯罪及び主な侵入犯罪の認知件数の減少によるところが大きく、この効果については、総合対策の推進が貢献しているものと考えられる。

(2) 改善等を要する事項

ア 都道府県警察、警察庁等の取り組み

警察庁が一律的・画一的な指示を行うことなく、都道府県警察が実情に応じて計画を策定・実施し、弾力的に見直すという問題解決的アプローチを採ったことは、都道府県警察の創意工夫を促し、効果を上げるために有効だったと考えられる。

しかし、所期の目的を達成できなかった計画も少なからず存在した。都道府県警察ごとにみると、街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数が大きく減少を続けている県もあれば、なかなか進展のみられない状況にある県もあるなど、それぞれ犯罪情勢は異なっている。その要因については、警察の施策以外の要因が寄与している可能性があるため必ずしも明らかでないが、計画の定め方や推進方法に更なる工夫の余地がないか引き続き検証するとともに、効果を上げた事例の紹介等を通じて、一層有効な取り組みがなされるよう警察庁が都道府県警察を支援していくことが必要である。

イ 体感治安の改善

内閣府の「国民意識に関する世論調査」(平成18年2月)によれば、「悪い方向に向かっている分野」として「治安」を挙げた者の割合が38.3%と最も高くなっており、17年調査における47.9%よりは下がったものの、14年調査

における30.7%より高く、いまだ治安に関する国民の不安を解消するには至っていない。

この点については、街頭犯罪・侵入犯罪以外の要因の影響もあると考えられるが、今後は、刑法犯認知件数の一層の減少を図ることに加え、体感治安を一層向上させるための取組みを推進する必要がある。

別添 4

犯罪類型	15年			16年			17年		
	計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況		計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況		計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況	
		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数
街頭犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
路上強盗	35 (18.8%)	20 (57.1%)	15 (42.9%)	33 (17.8%)	21 (63.6%)	12 (36.4%)	25 (16.7%)	16 (64.0%)	9 (36.0%)
ひったくり	89 (47.8%)	67 (75.3%)	22 (24.7%)	60 (32.4%)	44 (73.3%)	16 (26.7%)	41 (27.3%)	31 (75.6%)	10 (24.4%)
強姦	-	-	-	10 (5.4%)	7 (70.0%)	3 (30.0%)	11 (7.3%)	7 (63.6%)	4 (36.4%)
強制わいせつ	66 (35.5%)	48 (72.7%)	18 (27.3%)	41 (22.2%)	34 (82.9%)	7 (17.1%)	29 (19.3%)	21 (72.4%)	8 (27.5%)
略取誘拐	-	-	-	3 (1.6%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	3 (2.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)
暴行	-	-	-	5 (2.7%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	4 (2.7%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
傷害	-	-	-	5 (2.7%)	5 (100%)	0 (0.0%)	5 (3.3%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
恐喝	-	-	-	12 (6.5%)	6 (50.0%)	6 (50.0%)	9 (6.0%)	7 (77.8%)	2 (22.2%)
自動車盗	73 (39.2%)	50 (68.5%)	23 (31.5%)	58 (31.4%)	45 (77.6%)	13 (22.4%)	54 (36.0%)	46 (85.2%)	8 (14.8%)
オートバイ盗	73 (39.2%)	66 (90.4%)	7 (9.6%)	49 (26.5%)	42 (85.7%)	7 (14.3%)	42 (28.0%)	38 (90.5%)	4 (9.5%)
自転車盗	85 (45.7%)	57 (67.1%)	28 (33.9%)	86 (46.5%)	65 (75.6%)	21 (24.4%)	71 (47.3%)	59 (83.1%)	12 (16.9%)
車上ねらい	124 (66.7%)	75 (60.5%)	49 (39.5%)	114 (61.6%)	98 (86.0%)	16 (14.0%)	87 (58.0%)	77 (88.5%)	10 (11.5%)
部品ねらい	17 (9.1%)	14 (82.4%)	3 (17.6%)	26 (14.1%)	17 (65.4%)	9 (34.6%)	26 (17.3%)	24 (92.3%)	2 (7.7%)
自動販売機ねらい	39 (21.0%)	32 (82.1%)	7 (17.9%)	47 (25.4%)	42 (89.4%)	5 (10.6%)	37 (24.7%)	30 (81.1%)	7 (18.9%)

犯罪類型	15年			16年			17年		
	計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況		計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況		計画数 (全体に 占める割 合)	達成状況	
		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数		認知件数 が減少した 計画数	認知件数 が増加した 計画数
侵入犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
侵入強盗	32 (17.2%)	17 (53.1%)	15 (46.9%)	17 (9.2%)	11 (64.7%)	6 (35.3%)	16 (10.7%)	13 (81.3%)	3 (18.8%)
空き巣	-	-	-	104 (56.2%)	66 (63.5%)	38 (36.5%)	77 (51.3%)	59 (76.6%)	18 (23.4%)
忍込み	-	-	-	78 (42.2%)	55 (70.5%)	23 (29.5%)	47 (31.3%)	35 (74.5%)	12 (25.5%)
居空き	-	-	-	49 (26.5%)	25 (51.0%)	24 (49.0%)	31 (20.7%)	23 (74.2%)	8 (25.8%)
事務所荒し	-	-	-	41 (22.2%)	28 (68.3%)	13 (31.7%)	28 (18.7%)	23 (82.1%)	5 (17.9%)
出店荒し	-	-	-	38 (20.5%)	33 (86.8%)	5 (13.2%)	20 (13.3%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)
住居侵入	-	-	-	2 (1.1%)	2 (100%)	0 (0.0%)	4 (2.7%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)

街頭犯罪 侵入犯罪の認知状況 (平成13~17年)

罪種 手口別	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)
刑 法 犯 総 数	2,735,612		2,853,739		2,790,136		2,562,767		2,269,293	
	292,142		118,127		-63,603		-227,369		-293,474	
	12.0		4.3		-2.2		-8.1		-11.5	
街 頭 犯 罪	1,664,309		1,630,549		1,481,377		1,275,413		1,086,497	
	162,201		-33,760		-149,172		-205,964		-188,916	
	10.8		-2.0		-9.1		-13.9		-14.8	
路 上 強 盗	2,509		2,888		2,955		2,695		2,192	
	439		379		67		-260		-503	
	21.2		15.1		2.3		-8.8		-18.7	
ひ っ た く り	50,838		52,919		46,354		39,399		32,017	
	4,774		2,081		-6,565		-6,955		-7,382	
	10.4		4.1		-12.4		-15.0		-18.7	
強 姦	2,228		2,357		2,472		2,176		2,076	
	-32		129		115		-296		-100	
	-1.4		5.8		4.9		-12.0		-4.6	
うち街頭における強姦	806		869		832		732		663	
	-19		63		-37		-100		-69	
	-2.3		7.8		-4.3		-12.0		-9.4	
強 制 わ い せ つ	9,326		9,476		10,029		9,184		8,751	
	1,514		150		553		-845		-433	
	19.4		1.6		5.8		-8.4		-4.7	
うち街頭における強制わいせつ	5,786		5,915		6,145		5,510		5,254	
	1,311		129		230		-635		-256	
	29.3		2.2		3.9		-10.3		-4.6	
略 取 誘 拐	237		251		248		320		277	
	-65		14		-3		72		-43	
	-21.5		5.9		-1.2		29.0		-13.4	
うち街頭における略取誘拐	179		175		213		237		199	
	-37		-4		38		24		-38	
	-17.1		-2.2		21.7		11.3		-16.0	
暴 行	16,928		19,442		21,937		23,691		25,815	
	3,703		2,514		2,495		1,754		2,124	
	28.0		14.9		12.8		8.0		9.0	
うち街頭における暴行	11,352		12,814		14,477		15,319		16,332	
	2,618		1,462		1,663		842		1,013	
	30.0		12.9		13.0		5.8		6.6	
傷 害	33,965		36,324		36,568		35,937		34,484	
	3,781		2,359		244		-631		-1,453	
	12.5		6.9		0.7		-1.7		-4.0	
うち街頭における傷害	19,400		20,465		20,098		19,218		17,961	
	2,435		1,065		-367		-880		-1,257	
	14.4		5.5		-1.8		-4.4		-6.5	
恐 喝	19,566		18,403		17,595		14,424		10,978	
	640		-1,163		-808		-3,171		-3,446	
	3.4		-5.9		-4.4		-18.0		-23.9	
うち街頭における恐喝	13,856		12,514		11,089		8,534		6,346	
	626		-1,342		-1,425		-2,555		-2,188	
	4.7		-9.7		-11.4		-23.0		-25.6	
自 動 車 盗	63,275		62,673		64,223		58,737		46,728	
	7,070		-602		1,550		-5,486		-12,009	
	12.6		-1.0		2.5		-8.5		-20.4	
オ ー ト バ イ 盗	242,517		198,642		154,979		126,717		104,155	
	-10,916		-43,875		-43,663		-28,262		-22,562	
	-4.3		-18.1		-22.0		-18.2		-17.8	
自 転 車 盗	521,801		514,120		476,589		444,268		406,104	
	76,500		-7,681		-37,531		-32,321		-38,164	
	17.2		-1.5		-7.3		-6.8		-8.6	
車 上 ね ら い	432,140		443,298		414,819		328,921		256,594	
	69,378		11,158		-28,479		-85,898		-72,327	
	19.1		2.6		-6.4		-20.7		-22.0	
部 品 ね ら い	129,380		128,539		120,726		112,161		103,772	
	28,042		-841		-7,813		-8,565		-8,389	
	27.7		-0.7		-6.1		-7.1		-7.5	
自 動 販 売 機 荒 し	170,470		174,718		147,878		112,965		88,180	
	-20,020		4,248		-26,840		-34,913		-24,785	
	-10.5		2.5		-15.4		-23.6		-21.9	
侵 入 犯 罪	332,719		374,602		376,446		331,228		281,499	
	13,471		41,883		1,844		-45,218		-49,729	
	4.2		12.6		0.5		-12.0		-15.0	
侵 入 強 盗	2,335		2,436		2,865		2,776		2,205	
	549		101		429		-89		-571	
	30.7		4.3		17.6		-3.1		-20.6	
侵 入 窃 盗	303,698		338,294		333,233		290,595		244,776	
	7,212		34,596		-5,061		-42,638		-45,819	
	2.4		11.4		-1.5		-12.8		-15.8	
住 宅 対 象	161,883		189,336		190,473		170,991		142,945	
	7,809		27,453		1,137		-19,482		-28,046	
	5.1		17.0		0.6		-10.2		-16.4	
そ の 他	141,815		148,958		142,760		119,604		101,831	
	-597		7,143		-6,198		-23,156		-17,773	
	-0.4		5.0		-4.2		-16.2		-14.9	
住 居 侵 入	26,686		33,872		40,348		37,857		34,518	
	5,710		7,186		6,476		-2,491		-3,339	
	27.2		26.9		19.1		-6.2		-8.8	

1 政策の内容

街頭で活動する地域警察官等の勤務態勢並びに配置及び運用を見直し、夜間、休日等の犯罪多発時間帯及び犯罪多発地域における執行力を強化するための体制を確保する。

2 取組みの内容

(1) 犯罪の多発時間帯・地域を重点としたパトロールの強化

「治安を回復するための街頭活動の強化について」(平成16年12月28日付け警察庁内地発第36号)により、犯罪の多発する時間帯・地域を重点にパトロールを行うなど、街頭活動を強力に推進するよう指示した。

(2) 交番相談員及び警ら用無線自動車の活用による交番への支援機能の充実

交番勤務員の街頭活動を強化するため、「治安情勢に対応した交番機能の強化について(通達)」(平成15年12月25日付け警察庁内地発第37号ほか)により、交番相談員の配置、警ら用無線自動車との連携等について指示した。

(3) 交番相談員の増員及び効果的活用

各都道府県警察に対し、交番相談員の増員に努めるとともに、交番相談員の配置や勤務時間について見直しを行い、効果的な活用を図るよう指示した。

3 効果の把握の手法

(1) 都道府県警察から、街頭活動時間の拡大、交番を拠点とした警ら用無線自動車の運用及び交番相談員の勤務時間の見直しについて報告を受け、その推移を分析した。

(2) 都道府県警察から報告された事例を参考とした。

(3) 交番勤務員の増配置及び交番相談員の増員の推移を分析した。

(4) 警ら用無線自動車及び小型警ら車の予算措置状況を分析した。

4 取組みの結果

(1) 警ら時間の拡大

平成15年から17年までの間、20道府県警察において、地域警察官の勤務の基準となる勤務準則等の見直しが行われ、警ら時間が拡大された。

【事例】

平成16年4月に勤務準則を見直し、警ら活動時間を

- ・ 交替制勤務の交番勤務員は、1当務「5時間」から「8時間」に
- ・ 日勤制勤務の駐在所勤務員は、1日「1.5時間」から「3時間」に

延長することにより、地域警察官の街頭活動を強化した(山形)。

(2) 自動車警ら隊、機動隊等の執行隊の集中運用

都道府県警察において、自動車警ら隊、機動隊等の執行隊を街頭犯罪や侵入

犯罪が多発している地域・時間帯に集中して運用し、当該地域・時間帯における警戒活動及び捜査活動を強化した。

【事例】

平成15年2月、警察本部に20名体制（17年に35名に増強）の部隊を新たに設置し、街頭犯罪が増加している地域に集中投入し、当該地域において主に警ら用無線自動車によるパトロールを行ったところ、17年中の街頭犯罪認知件数は9,936件と、14年に比べて6,604件（33.9%）減少した（和歌山）。

(3) 交番を拠点とした警ら用無線自動車の運用

平成17年末現在、34都道府県警察において、警ら用無線自動車が事件・事故の発生現場へより早く到着でき、かつ、交番勤務員が街頭活動を強化できるよう、警察署ではなく交番を拠点とした運用を行っている。

【事例】

平成16年4月、警察署に配備している警ら用無線自動車を警察署長の指定する交番に配置させ、当該交番で待機等を行わせた。

また、警察本部の機動パトロール隊に配備している警ら用無線自動車を警察署長からの要請に基づき指定した交番に配置し、当該交番で待機を実施させた（兵庫）。

(4) 交番相談員⁽¹⁾の勤務時間の見直し

平成15年から17年までの間、24都道府県警察において、交番勤務員の警ら活動時間等を増加させるため、その事務を補完する役割を担う交番相談員が夜間や休日等にも勤務できるよう、勤務時間の見直しを行った。

(1) 警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、交番等で事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事している。

【事例】

平成16年11月から、平日の午前9時30分から午後4時30分までであった交番相談員の勤務時間を早番（午前7時30分から午後2時30分）、遅番（午後1時30分から午後8時30分）の2パターンに分けるとともに、土日・祝日にも勤務日を指定することができるよう見直しを行い、交番相談員の弾力的な運用を図ることができるようにした（山梨）。

(5) 交番勤務員の増配置及び交番相談員の増員

ア 交番勤務員の増配置

平成17年4月1日現在、交番勤務員は4万6,863人配置されており、14年4月1日現在と比べ、3,499人（8.1%）増加した。

交番勤務員数 (各年4月1日現在)

	14年	15年	16年	17年
交番勤務員数(人)	43,364	43,860	45,420	46,863

イ 交番相談員の増員

平成17年12月末現在、交番相談員は4,275人配置されており、14年末現在と比べ、2,097人（96.3%）増加した。

交番相談員数

(各年12月末現在)

	14年	15年	16年	17年
交番相談員数(人)	2,178	2,280	3,075	4,275

(6) 警ら用無線自動車及び小型警ら車の整備

街頭活動を強化し、犯罪に迅速かつ的確に対応するため、平成15年度に国費で警ら用無線自動車130台を整備した(平成14年度及び15年度に計260台を整備)。

また、交番勤務員が交番の管内及びその周辺を、より効果的かつ効率的にパトロールすることができるようにするため、15年度及び16年度に国費で小型警ら車を189台ずつ整備した(平成14年度から16年度で計567台を整備)。

5 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

ア 各都道府県警察において、犯罪が多発する時間帯や地域に重点を置いたパトロールの強化に向け、地域警察官の街頭活動時間の拡大、交番を拠点とした警ら用無線自動車の運用、執行隊の集中運用、交番相談員の勤務時間の見直し等が行われた。

イ 交番勤務員が街頭において活動を行うための体制の強化に向け、交番勤務員の増配置及び交番相談員の増員が行われた。

ウ 警ら用無線自動車及び小型警ら車が整備され、街頭活動を強化し、犯罪に迅速かつ的確に対応する体制が強化されるとともに、交番の管内及びその周辺をより効率的にパトロールすることができる体制が強化された。

(2) 改善等を要する事項

ア 犯罪の多発する時間帯における認知件数の推移を分析したところ、ひったくりでは、平成14年から17年まで連続して20時から22時までが最も被害が多発する時間帯であったが、当該時間帯の認知件数の14年から17年までの減少率は36.8%(3,630件減)と、ひったくり全体の減少率39.5%(2万902件減)と比較して減少率が低く、路上強盗についても、犯罪多発時間帯である22時から翌0時までの減少率が20.9%と、路上強盗全体の減少率(24.1%)よりも低く、犯罪の多発時間帯に重点を置いたパトロールの強化に取り組んだにもかかわらず、当該時間帯の犯罪の発生が、他の時間帯に比べて特に抑止されたとはいえない状況であった。

今後、更に犯罪の多発時間帯に重点を置いたパトロールの在り方について工夫を加え、犯罪の多発時間帯における執行力を一層強化していく必要がある。

イ 交番勤務員の増配置及び交番相談員の増員がされたものの、平成18年4月1日現在、交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」が全国で依然として268か所あり、犯罪に対する国民の不安感も解消されたとはいえないことから、今後、更にこれらの体制の強化を図る必要がある。

交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」数
(各年4月1日現在)

	16年	17年	18年
全交番数	6,509	6,455	6,362
空き交番数	1,925	1,222	268

評価の対象とする政策の名称 第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化
(政策所管課 刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、地域課)

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化

地域警察官の配置や運用を的確に行うとともに、街頭犯罪・侵入犯罪の多発地域に警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊等の執行隊を重点的に投入する。また、職務質問の技能に関する指導及び教育を徹底する。

(2) 捜査の充実強化

現場臨場時に、現場保存の措置、指紋・足こん跡等の採取等、被疑者の割出しや余罪解明に資する鑑識活動を確実に実施するとともに、装備資機材の有効活用を図るなど、街頭犯罪・侵入犯罪の捜査を充実強化する。

2 取組みの内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化

「街頭犯罪及び侵入犯罪に対する検挙活動の強化に係る留意事項について」(平成14年12月5日付け警察庁丁刑企発第223号ほか)等により、都道府県警察に対し、街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化を指示した。

ア 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化

地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の多発時間帯・地域における重点的な職務質問の実施を徹底するよう指示した。

イ 本部執行隊の活用等による重点的な警察力の投入

機動捜査隊等本部執行隊のそれぞれの特性をいかした重点的な活動の実施を指示した。

ウ 職務質問技能に関する指導及び教育の充実強化

地域警察部門全体の職務執行能力の向上を図るため、警察庁指定広域技能指導官(職務質問)⁽¹⁾を新たに指定して活用した。また、地域警察官の職務質問における着眼点等の指導・教育を徹底するとともに、具体的な検挙事例を紹介するなどして、職務質問技能の向上を図るよう指示した。

(1) 極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定するもので、都道府県警察の枠組みにとらわれず、職務質問技能の指導等の育成に当たっている。

(2) 捜査の充実強化

上記「街頭犯罪及び侵入犯罪に対する検挙活動の強化に係る留意事項について」等により、都道府県警察に対し、捜査の充実強化を指示した。

ア 現場鑑識活動の活性化

地域警察官等の現場臨場時における現場保存等の措置の確実な実施及び現場指紋等の証拠資料の採取等余罪解明に資する鑑識活動の実施を指示した。

イ 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動に有効な装備資機材の整備

街頭犯罪・侵入犯罪の捜査活動に有効な装備資機材を国費により整備した。また、街頭犯罪・侵入犯罪の捜査活動に有効な装備資機材の整備及びこ

れら資機材を有効活用するなどの効果的な捜査の推進を指示した。

3 効果の把握の手法

- (1) 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況の推移を分析した。
- (2) 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況の推移を分析した。
- (3) 各都道府県警察から報告された本部執行隊の活用等による重点的な警察力の投入状況を参考とした。
- (4) 職務質問技能に関する指導・教育状況を把握した。
- (5) 積極的な現場鑑識活動が被疑者の検挙に結び付いたとして各都道府県警察から報告された事例を参考とした。
- (6) 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動に有効な装備資機材の整備状況について把握した。

4 取組みの結果

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

「街頭犯罪⁽²⁾」の検挙件数は、平成17年は前年に比べ減少しているものの、評価期間中は、いずれの年においても総合対策開始前の14年に比べて多く、「侵入犯罪⁽³⁾」の検挙件数は、15年に前年に比べて増加した後、16年以降減少しているが、評価期間中はいずれの年においても14年に比べ多くなった(別添6)。

(2)ここでは、路上強盗、ひったくり、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害、恐喝、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいをいう。

(3)ここでは、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入をいう。

(2) 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

平成17年中の地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員は8万4,420人と、14年に比べ6,703人(8.6%)増加した。

また、平成17年中における地域警察官の職務質問による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数は4万3,660件と、14年中に比べ5,982件(15.9%)増加した。

地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員

	14年	15年	16年	17年
検挙人員	77,717	84,697	82,563	84,420

地域警察官の職務質問による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数

	14年	15年	16年	17年
検挙件数	37,678	42,482	44,095	43,660

(3) 本部執行隊の活用等による重点的な警察力の投入

連続的又は恒常的に発生している犯罪について、警察本部や警察署において、事件検挙のための特別の専従捜査班を編成するほか、検挙活動を迅速に実施するため、機動捜査隊等本部執行隊を一時的に投入するなど、検挙活動の強化に向けた取組みを行った。

【事例】

平成15年9月、多発するひったくりの検挙活動を推進するために、捜査第三課のひったくり対策係員及び多発警察署に設置された「ひったくり検挙プロジェクト班」による検挙活動を展開するなど捜査体制を強化した結果、ひったくりの検挙件数が増加した（神奈川）。

平成17年8月、多発する車上ねらいの検挙活動を推進するために、捜査第三課を中心とした合同捜査体制を確立するとともに、自動車警ら隊の活用等により被疑者を検挙した（広島）。

(4) 職務質問の技能に関する指導及び教育の充実強化

警察庁指定広域技能指導官（職務質問）は、平成14年末の3人に加え、新たに4人（15年3人及び16年1人）を指定し、17年末には7人とした。また、職務質問技能の向上を図るため、警視總監及び各道府県警察本部長が指定する技能指導官（職務質問）及び各都道府県地域警察担当部長が指定する職務質問技能指導員等⁽⁴⁾による指導を推進した。17年中は、警察庁指定広域技能指導官、技能指導官及び職務質問技能指導員の計746人が、延べ約1万4,000人の地域警察官に同行し、実践的な指導を実施した。

(4) 技能指導官（職務質問）～職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者等を警察本部長が指定する。

職務質問技能指導員～職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者等を地域警察担当部長等が指定する。

職務質問技能指導員等数及び地域警察官に対する同行数

	15年	16年	17年	
職務質問技能指導員等数 ⁽⁵⁾	324	677	746	(各年末現在)
被同行指導者数	約7,300	約13,700	約14,000	(各年中)

(5) 職務質問技能指導員等数には、警察庁指定広域技能指導官（17年7名）技能指導官（17年40名）及び職務質問技能指導員（17年699名）を含む。

(5) 現場鑑識活動の活性化

警察庁では、現場臨場時において、鑑識専務員はもとより、地域警察官にあっても積極的な鑑識活動を実施すること、また、そのための知識・技能等に関する指導・教養等を実施することを都道府県警察に対して指示した。

【事例】

平成16年7月、空き巣事件の現場に臨場した地域警察官が空き瓶から指紋を採取し、照会を行ったところ、前歴者の指紋と合致したことなどにより、被疑者の検挙に至った（広島）。

(6) 街頭犯罪・侵入犯罪に有効な装備資機材の整備の推進

捜査の効率化・高度化を図るため、国費による画像監視システムが、すべての都道府県警察において、計168台整備された。また、よう撃捜査⁽⁶⁾等の検挙活動の基盤となる機動力の確保に向け、自動二輪車が412台整備された。

(6) よう撃捜査とは、同一犯人の犯行と認められる事件の手口を分析して、その犯行の流れとリズムをつかみ、次の犯行を予測して、張込みなどにより、犯人を迎え撃ち、犯行現場又はその付近において現行犯逮捕等を図る捜査手法をいう。

装備資機材の整備状況

	12年度 ⁽⁷⁾	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
画像監視システム	30	-	36	36	33	33
自動二輪車	-	-	-	206	206	-

(7) 表中の12年度については、補正予算によるもの

5 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

ア 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の推進、本部執行隊の活用等による警察力の重点投入等により、街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動が強化された結果、平成15年から17年の各年の地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員及び検挙件数は、14年に比べいずれも増加した。

イ 地域警察官等の現場臨場時における現場鑑識活動の活性化及び街頭犯罪・侵入犯罪の捜査活動に有効な装備資機材の整備を推進した結果、街頭犯罪・侵入犯罪の捜査の充実強化が図られた。

(2) 改善等を要する事項

街頭犯罪の認知件数は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している。他方、検挙件数は平成17年に減少に転じており、検挙人員は15年から減少傾向にある。今後は、発生状況を的確に把握・分析し、関係各部門が情報を共有した上で、捜査力を集中投入するなど、組織的かつ機動的な検挙活動を推進するとともに、捜査の効率化・高度化等捜査力の一層の充実強化を図る必要がある。

街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況の推移

区分	年次	14年	15年	16年	17年	増減(14年比)	
						件数・人員	率(%)
刑法犯総数	検挙件数(件)	592,359	648,319	667,620	649,503	57,144	9.6
	検挙人員(人)	347,558	379,602	389,027	386,955	39,397	11.3
街頭犯罪	検挙件数	206,442	216,493	224,221	206,570	128	0.1
	検挙人員	104,442	106,570	99,173	98,613	-5,829	-5.6
路上強盗	検挙件数	1,104	1,226	955	836	-268	-24.3
	検挙人員	1,631	1,865	1,377	1,285	-346	-21.2
ひったくり	検挙件数	18,434	14,861	13,561	10,406	-8,028	-43.5
	検挙人員	3,158	2,953	2,259	1,851	-1,307	-41.4
強姦	検挙件数	1,468	1,569	1,403	1,443	-25	-1.7
	検挙人員	1,355	1,342	1,107	1,074	-281	-20.7
強制わいせつ	検挙件数	3,367	3,893	3,656	3,797	430	12.8
	検挙人員	2,130	2,273	2,225	2,286	156	7.3
略取誘拐	検挙件数	215	231	232	204	-11	-5.1
	検挙人員	173	151	187	176	3	1.7
暴行	検挙件数	8,348	9,539	10,666	13,703	5,355	64.1
	検挙人員	9,132	10,124	11,002	13,970	4,838	53.0
傷害	検挙件数	23,453	23,659	22,938	23,304	-149	-0.6
	検挙人員	29,862	28,999	27,069	27,130	-2,732	-9.1
恐喝	検挙件数	7,022	7,502	5,915	5,376	-1,646	-23.4
	検挙人員	8,811	8,531	7,063	6,439	-2,372	-26.9
自動車盗	検挙件数	12,791	11,931	13,765	14,898	2,107	16.5
	検挙人員	4,775	4,599	3,823	3,366	-1,409	-29.5
オートバイ盗	検挙件数	15,725	12,447	11,715	11,621	-4,104	-26.1
	検挙人員	13,106	11,213	9,203	8,665	-4,441	-33.9
自転車盗	検挙件数	29,412	32,489	35,828	32,322	2,910	9.9
	検挙人員	21,708	25,453	25,926	25,737	4,029	18.6
車上ねらい	検挙件数	48,881	60,479	63,171	53,465	4,584	9.4
	検挙人員	3,322	3,491	3,238	2,634	-688	-20.7
部品ねらい	検挙件数	7,260	8,515	10,668	11,786	4,526	62.3
	検挙人員	2,429	2,345	2,134	1,973	-456	-18.8
自動販売機 ねらい	検挙件数	28,962	28,152	29,748	23,409	-5,553	-19.2
	検挙人員	2,850	3,231	2,560	2,027	-823	-28.9
侵入犯罪	検挙件数	106,110	119,142	114,840	114,743	8,633	8.1
	検挙人員	19,044	20,879	20,897	19,926	882	4.6
侵入強盗	検挙件数	1,314	1,402	1,458	1,328	14	1.1
	検挙人員	1,134	1,310	1,356	1,255	121	10.7
侵入窃盗	検挙件数	98,335	109,920	104,816	104,454	6,119	6.2
	検挙人員	13,696	14,208	13,548	12,564	-1,132	-8.3
住宅対象	検挙件数	51,897	59,133	57,948	60,486	8,589	16.6
	検挙人員	5,241	5,318	5,209	4,875	-366	-7.0
その他	検挙件数	46,438	50,787	46,868	43,968	-2,470	-5.3
	検挙人員	8,455	8,890	8,339	7,689	-766	-9.1
住居侵入	検挙件数	6,461	7,820	8,566	8,961	2,500	38.7
	検挙人員	4,214	5,361	5,993	6,107	1,893	44.9

評価の対象とする政策の名称 第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化
(政策所管課 少年課、交通指導課、暴力団対策課)

1 政策の内容

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

生活安全、刑事及び交通の各部門が連携し、非行集団対策のための体制を確立する。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの推進

暴走族等の非行集団の取締りを徹底して実施する。また、街頭補導活動を推進し、不良行為の段階での助言及び指導を的確に行う。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

学校等と連携した非行防止教室等の開催、少年サポートチームによる少年の支援、少年及び保護者に対する相談活動の強化等により、少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立直り支援を推進する。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

暴走族等の非行集団の実態及び警察の取組状況に関する情報を発信し、少年に対する声掛け、ボランティア活動への参加等地域住民の協力を得る。

2 取組みの内容

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

ア 平成13年2月の「暴走族対策関係省庁担当課長等会議」における申合せを踏まえ、関係機関・団体と連携した暴走族離脱・加入阻止対策を推進した。

イ 平成15年から17年の各4月、暴走族取締強化期間の実施についての通達により、交通・少年・暴力団対策の各部門が一体となった暴走族の取締りの強化、暴走族に対する暴力団の影響の排除等について指示した。

ウ 「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」(平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか。以下「少年非行等総合対策推進要綱」という。)により、都道府県警察に対し、各部門が連携し、非行集団対策を推進するよう指示した。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの推進

ア 暴走族取締強化期間の実施についての通達により、都道府県警察に対し、各部門が一体となった暴走族の取締りの強化等について指示した。

イ 少年非行等総合対策推進要綱により、都道府県警察に対し、非行集団の解体補導の推進、暴走族の検挙の徹底及び街頭補導活動の強化について指示した。

ウ 「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」(平成16年8月31日付け警察庁丁交指発第222号)により、都道府県警察に対し、共同危険行為等の現場検挙等について指示した。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

ア 「暴走族の加入阻止・離脱支援の強化について」（平成16年3月4日付け警察庁丁交指発第55号）等により、都道府県警察に対し、中学校等での暴走族加入阻止教室の開催、暴走族からの離脱に関する相談を受理する体制の確立等の暴走族の加入阻止・離脱支援対策の強化について指示した。

イ 少年非行等総合対策推進要綱等により、都道府県警察に対し、非行集団への加入阻止並びに離脱支援及び立直り支援、関係機関等と構成する少年サポートチーム⁽¹⁾の普及促進等について指示した。

(1) 個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察及び児童相談所の担当者等で編成され、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行うものをいう。

ウ 平成16年8月から、警察庁では、より効果的な少年サポートチームの運用を図るため、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等を集めて非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会を開催した。17年9月からは、教育委員会、保護観察所、児童相談所等関係機関との更なる連携を図るため、文部科学省と合同で実施した。

エ 平成16年9月、内閣府、内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の担当課長等から成る少年非行対策課長会議において、少年のサポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方である「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」（16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ）を取りまとめ、都道府県警察に対し、この申合せの趣旨を踏まえた取組みの推進について指示した。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

「少年警察活動推進上の留意事項について」（平成14年10月10日付け警察庁乙生発第4号）により、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するよう都道府県警察に指示した。

3 効果の把握の手法

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づく加入強要等に係る命令発出状況について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの推進

ア 少年による街頭犯罪の検挙状況の推移を分析した。

イ 不良行為少年・ぐ犯少年の補導状況について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

ウ 暴走族構成員の推移について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

エ 暴走族のい集及び集団暴走状況について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

オ 暴走族に関する110番通報状況について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

- ア 少年サポートセンターの設置状況について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。
- イ 少年及び保護者等からの相談件数等について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。
- ウ 非行防止教室等の開催数について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。
- エ 少年サポートチームの編成数について、都道府県警察からの報告を受け、その推移を分析した。

4 取組みの結果

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

ア 暴力団が介入する暴走族等の非行集団関係事件の検挙状況

暴走族等の解体、暴走族等からの離脱及び立直り支援対策の推進等のためには、暴走族等に対する暴力団の影響力の排除が必要となる。このため、警察内の各部門が連携し、暴力団の影響下にあるグループ等について、その実態を解明し、暴力団の暴走族等への影響力を遮断すべく、あらゆる法令を駆使して暴力団員等の検挙に努めるとともに、暴走族等から暴力団への人的及び金銭的供給の遮断に努めた。

【事例】

平成17年8月、暴走族の後ろ盾として把握していた指定暴力団について、捜査第四課、少年課及び交通指導課の情報の共有化を図り、暴走族の構成員を賭客とした賭博開帳図利事件で指定暴力団組長等3名を逮捕したところ、暴走族の構成員に毎月1万円を上納させ、さらに、暴走族の構成員を暴力団の構成員として引き抜いている事実が判明したことから、上納金を徴収していた暴走族の首領等に対して現金徴収の要求に係る中止命令を発出するとともに、暴走族を解散させ、構成員の健全な社会復帰を図った。現在まで、構成員と暴力団との関係は認められない（静岡）。

イ 暴力団対策法に基づく加入強要等に係る命令発出状況

暴力団対策法第16条第1項に規定されている少年に対する加入の強要及び勧誘並びに脱退の妨害に係る中止命令については、15年、16年と2年連続して14年を上回ったが、平成17年には37件と、14年に比べ12件減少した。また、再発防止命令については、15年、16年は、それぞれ14年を上回ったが、17年には1件と、14年に比べ減少した。

暴力団対策法に基づく加入強要等に係る命令発出状況

	13年	14年	15年	16年	17年
中止命令（件）	80	49	60	77	37
再発防止命令（件）	6	2	4	6	1

【事例】

平成17年7月、山口組傘下組織組員が、同組員等から身を隠していた少年に対して、「何逃げとんや。お前指落とせ。仕事の方はええけど、ヤク

「ぞどないすんねん。会長に迷惑掛けたんやから、ケジメ取れよ。」等と脅して暴力団に加入することを強要した事案について、同組員に対し中止命令を発出した（兵庫）。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの促進

ア 少年による街頭犯罪の検挙状況

街頭犯罪全体の認知件数については、平成15年から17年の間減少傾向にあるところ、「街頭犯罪⁽²⁾」に係る少年の検挙人員も15年から17年の間減少し、17年中は2万8,800人と、14年に比べ7,986人(21.7%)減少した（別添7）。

(2)ここでは、ひったくり、路上強盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、自動車盗、自転車盗及び自動販売機ねらいをいう。

イ 少年事件の共犯率の状況

街頭犯罪における少年事件については、従前から、非行集団による犯行が相当の割合を占めているところ、平成17年中の街頭犯罪における少年事件のうち少年同士の共犯率は44.2%と、成人事件に占める共犯率の36.5%に比べれば高いものの、14年に比べ3.5%減少した。

少年事件の共犯率の状況（成人との共犯事件を除く。） (%)

	13年	14年	15年	16年	17年
刑法犯	27.7	28.5	27.2	26.8	25.8
うち街頭犯罪	43.2	47.7	45.4	47.8	44.2

ウ 不良行為少年・ぐ犯少年の補導状況

不良行為少年の補導人員は、平成13年以降16年まで増加傾向にあり、17年中は136万7,351人と減少したが、14年に比べ24万5,118人（21.8%）増加した。ぐ犯少年の補導人員は、17年中は1,508人と、14年に比べ336人（18.2%）減少した。

不良行為少年・ぐ犯少年の補導人員

	13年	14年	15年	16年	17年
不良行為少年（人）	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351
ぐ犯少年（人）	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508

エ 暴走族構成員数の推移

暴走族構成員数は平成13年以降減少傾向にあり、17年中は1万5,086人と、14年に比べ9,583人（38.8%）減少した。

暴走族構成員数の推移

	13年	14年	15年	16年	17年
構成員数	26,360	24,669	21,184	18,811	15,086

オ 暴走族のい集走行状況

暴走族のい集走行回数は、平成13年以降減少傾向にあり、17年中は4,569

回と、14年に比べ2,861回（38.5%）減少した。参加人員、参加台数についても、同様に減少傾向にある。

暴走族のい集走行状況

	13年	14年	15年	16年	17年
い集走行回数（回）	8,682	7,430	6,239	5,226	4,569
参加人員（人）	210,408	184,857	136,155	93,438	60,903
参加台数（台）	109,846	101,118	74,865	52,127	38,294

カ 暴走族に関する110番通報状況

暴走族に関する110番通報件数は、平成13年以降減少傾向にあり、17年中は7万3,364件と、14年に比べ5万6,444件（43.5%）減少した。

暴走族に関する110番通報状況

	13年	14年	15年	16年	17年
110番通報件数	146,042	129,808	106,159	87,448	73,364

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

ア 少年サポートセンター等における相談受理

少年サポートセンターの設置数は、平成17年度に190か所と、14年度に比べ19か所（11.1%）増加した。うち民間施設等への設置数は、17年度は66か所と、14年度に比べ17か所（34.7%）増加した。また、フリーダイヤルや電子メールによる相談の受理を行うなど、少年が相談をしやすい環境の整備を進めており、17年中の少年相談の受理件数は9万283件と、14年に比べ2,605件（3.0%）増加した。

少年サポートセンターの設置数

	13年	14年	15年	16年	17年
設置数	164	171	179	181	190
うち民間施設等	48	49	51	55	66

イ 非行集団への加入阻止

都道府県警察では、少年の非行集団への加入を阻止するため、学校と連携して非行防止教室等を開催するとともに、警察、学校、教育委員会、児童相談所、保護観察所等の関係機関の担当者とボランティアで構成する少年サポートチームの活動により、非行等の問題を抱えた少年の支援に努めた。

平成17年度中の非行防止教室等の開催数は2万7,434回と、16年度に比べ5,223回（23.5%）増加した。

また、17年中の少年サポートチームの数は1,059と、15年に比べ285（36.8%）増加した。

少年サポートチーム数⁽³⁾

	15年	16年	17年
サポートチーム数	774	922	1,059

(3) 前年以前からの継続数を含む。

【事例】

平成17年7月、県高等学校生徒指導協議会等と連携し、暴走族加入阻止・離脱支援対策の一環として、高校生等564人が参加し、県内の駅前等12か所において暴走族の追放を訴える「暴走族追放・少年マナーアップ兵庫街頭キャンペーン」を実施した。また、県教育委員会と連携し、高校生や保護者等を対象に、元暴走族総長が講師となり自らの更生までの体験を語る「高校生心にひびく対話会」と題する暴走族加入阻止の対話会を開催した（兵庫）。

少年サポートセンターが中心となり、非行集団等に加入している少年やその保護者、教員等の関係者を交え、立ち直った少年の体験談を聞いたり、親子関係の修復のための対話の機会を与えるなどして、非行集団からの少年の離脱促進等の活動を行っている。また、特に困難を抱えた少年については、警察を始め、保護観察所、児童自立支援施設等の関係機関等から成る少年サポートチームを編成し、就労等に関する立直り支援を行った（広島）。

ウ 非行集団からの離脱、立直りに資する「居場所づくり」対策の推進状況

都道府県警察では、非行集団の構成員や非行少年等の立直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、社会奉仕活動、環境美化活動、スポーツ活動等への参加を促進するなど、様々な活動機会・居場所づくりを推進した。

【事例】

暴走族の元構成員である少年らに対してボランティア活動への参加を促した結果、平成16年3月、暴走族の元構成員によるボランティア団体が結成された。この団体は、地域の清掃や病院での高齢者の介助等のボランティア活動に積極的に参加している（愛知）。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

都道府県警察では、警察の取組みに対する理解と協力を確保するため、地域住民等に対し、非行集団の実態、少年非行や犯罪被害等の実態及び警察の取組みに関する情報を発信した。

【事例】

警察庁では、平成17年7月、全国で街頭補導等の少年健全育成活動を行っているボランティアによる先進的な取組み事例等を広報啓発や研修に活用しやすい電子教材としてまとめ、ウェブサイトにおいて公表した。

平成17年6月、県民、市町村、関係機関等の参加を得て、「宮城県暴走族根絶県民大会」を開催し、暴走族の実態及び暴走族根絶対策について紹介し、「反社会的な暴走族を根絶し、健全な社会環境の確保に県民が協力して取り組む」ことを大会宣言として決議した。あわせて、参加者に対し、暴走族根絶広報啓発用チラシを配布した（宮城）。

5 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

ア 非行集団の解体補導活動を推進した結果、平成17年中の暴走族構成員数が14年に比べ38.8%減少するなど、一定の効果が認められる。

イ 街頭犯罪の総検挙人員に占める少年の割合は、平成13年に70.6%であったものが、それ以降一貫して減少を続け、17年には60.6%となっており、街頭補導活動その他の各種取組みが、これに一定の貢献をしているものと認められる。

ウ 不良行為少年の補導人員は増加しており、重大な非行の前兆となり得る不良行為の早期発見に努める街頭補導活動が強化されていると認められる。

エ 立直り支援活動やボランティア活動への取組みが推進され、暴走族の元構成員である少年によるボランティア団体が結成された事例もみられる。また、個別の事案に応じて結成される少年サポートチームによる取組みや非行防止教室の開催等を通じた関係機関・団体との連携体制の構築も、各地において更に進められつつある。少年サポートセンターについては、各都道府県の実情に応じて、警察施設以外の施設へ移転するなど、少年や保護者等が利用しやすい環境の整備が図られつつある。

(2) 改善等を要する事項

ア 暴走族構成員の一掃には至っておらず、暴走族構成員による強盗事件やひったくり事件が少なからず発生しており、今後も引き続き、暴走族の取締りを強力に推進する必要がある。

イ 今後も、非行集団やその背後で活動する暴力団の取締りはもとより、関係機関等と連携した非行集団への加入阻止、離脱支援及び立直り支援をより一層推進する必要がある。

別添 7

街頭犯罪に係る少年の検挙人員

(平成13年～17年)

区分	年	13	14	15	16	17	増減(14年比)
認知件数		1,612,930	1,577,797	1,428,523	1,225,863	1,039,742	-538,055
検挙件数		148,005	162,569	170,100	179,411	158,743	-3,826
総検挙人員		51,987	52,979	55,150	50,520	47,538	-5,441
うち少年		36,700	36,786	36,408	31,277	28,800	-7,986
総検挙人員に占める少年の割合(%)		70.6	69.4	66.0	61.9	60.6	-8.8
路上強盗		1,658	1,631	1,865	1,377	1,285	-346
うち少年		1,103	1,027	1,227	763	707	-320
総検挙人員に占める少年の割合(%)		66.5	63.0	65.8	55.4	55.0	-8.0
ひったくり		3,078	3,158	2,953	2,259	1,851	-1,307
うち少年		2,190	2,166	1,957	1,352	1,025	-1,141
総検挙人員に占める少年の割合(%)		71.2	68.6	66.3	59.8	55.4	-13.2
車上ねらい		3,027	3,322	3,491	3,238	2,634	-688
うち少年		663	816	776	681	527	-289
総検挙人員に占める少年の割合(%)		21.9	24.6	22.2	21.0	20.0	-4.6
部品ねらい		2,082	2,429	2,345	2,134	1,973	-456
うち少年		1,329	1,574	1,468	1,255	1,204	-370
総検挙人員に占める少年の割合(%)		63.8	64.8	62.6	58.8	61.0	-3.8
自動販売機ねらい		2,329	2,850	3,231	2,560	2,027	-823
うち少年		1,593	2,163	2,453	1,933	1,479	-684
総検挙人員に占める少年の割合(%)		68.4	75.9	75.9	75.5	73.0	-2.9
自動車盗		4,933	4,775	4,599	3,823	3,366	-1,409
うち少年		1,691	1,680	1,542	1,216	938	-742
総検挙人員に占める少年の割合(%)		34.3	35.2	33.5	31.8	27.9	-7.3
オートバイ盗		14,707	13,106	11,213	9,203	8,665	-4,441
うち少年		14,288	12,650	10,669	8,735	8,188	-4,462
総検挙人員に占める少年の割合(%)		97.2	96.5	95.1	94.9	94.5	-2.0
自転車盗		20,173	21,708	25,453	25,926	25,737	4,029
うち少年		13,843	14,710	16,316	15,342	14,732	22
総検挙人員に占める少年の割合(%)		68.6	67.8	64.1	59.2	57.2	-10.6

評価の対象とする政策の名称 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進
(政策所管課 生活安全企画課、交通指導課)

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の適正かつ効果的な運用を図るとともに、凶器や侵入器具の携帯その他街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為や街頭犯罪等に発展するおそれのある行為の検挙活動を推進する。

(2) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

関係機関・団体やボランティアが行うピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去等の活動と連携して、違法営業の看板掲出やピンクビラの貼付・配布のような街頭において公然と行われる違法行為を看過することなく適切に取り締まる。

2 取組みの内容

(1) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の適正かつ効果的な運用

「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の施行について(依命通達)」(平成15年8月1日付け警察庁乙生発第6号ほか)により、都道府県警察に対し、15年9月に施行された同法の適正かつ効果的な運用を指示するとともに、街頭で勤務する警察官が現場で活用するための「侵入用具・凶器取締り必携」を作成し、配付した。

(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進上の留意事項について」(平成14年11月11日付け警察庁丙生企発第69号ほか)等により、街頭犯罪や侵入犯罪そのものの検挙だけでなく、刃物や侵入器具の携帯など、街頭犯罪や侵入犯罪の手段となり、又は街頭犯罪や侵入犯罪に発展するおそれのある行為に対する取締りを強化するよう指示した。

(3) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

上記「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進上の留意事項について」等により、関係機関・団体やボランティアが行ういわゆるピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去等の活動と連携して、ピンクビラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為についても、事案の内容に応じて指導、警告又は検挙を行うなど、適切な指導取締りを行うよう指示した。

(4) 騒音運転等の罰則規定の整備及び消音器不備の罰則強化

平成16年11月に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、騒音運転等の罰則規定の整備及び消音器不備の罰則強化が行われたことから、これらの適正かつ効果的な運用を図るため、「道路交通法の一部を改正する法律の一

部施行等に伴う交通警察の運営について」(16年8月27日付け警察庁丙交企発第130号ほか)を発出するとともに、16年7月に全国取締担当・暴走族対策担当補佐等会議を開催したほか、毎年6月に暴走族取締強化期間を実施し、都道府県警察に対し、暴走族の取締りの強化を指示した。

- (5) 都道府県警察に対し、施策の推進状況、効果の発現状況等について報告を求め、検挙状況等の優れた都道府県警察の施策を取りまとめた。

3 効果の把握の手法

犯罪統計を始めとする各種統計を用い、街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為及び街頭における違反行為の検挙状況等の推移を分析した。

4 取組みの結果

- (1) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙件数及び検挙人員は、平成17年中は556件(前年比51件(10.1%)増)、309人(前年比10件(3.1%)減)と、2年連続で500件台、300人台で推移している。

特殊開錠用具の所持等に関する法律違反の検挙状況

		15年 ⁽¹⁾	16年	17年
特殊開錠用具の所持 等に関する法律違反	件数	227	505	556
	人員	263	319	309

(1) 15年は、9月1日の施行以降のもの

- (2) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙状況

ア 凶器携帯違反

軽犯罪法第1条第2号違反(凶器携帯の禁止)の検挙件数及び検挙人員は、平成16年まで大幅に増加し、17年中は5,816件(前年比450件(7.2%)減)、5,656人(前年比491人(8.0%)減)と減少したものの、14年に比べ高い検挙水準を維持している。

銃砲刀剣類所持等取締法第22条違反(刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯の禁止)の検挙件数及び検挙人員は、13年以降増加傾向にあり、17年中の検挙件数は4,245件と、14年に比べ904件(27.1%)増加し、検挙人員は3,169人と、14年中に比べ953人(43.0%)増加した。

凶器携帯違反の検挙状況

		13年	14年	15年	16年	17年
軽犯罪法違反 凶器携帯(第2号)	件数	1,488	1,676	2,783	6,266	5,816
	人員	1,460	1,633	2,692	6,147	5,656
銃砲刀剣類所持等 取締法違反(第22条)	件数	3,212	3,341	3,970	4,006	4,245
	人員	2,106	2,216	2,664	2,980	3,169

イ 侵入器具携帯違反

軽犯罪法第1条第3号違反(侵入器具携帯の禁止)の検挙件数は平成16年

以降2年連続で減少し、検挙人員は15年以降3年連続で減少した。17年中の検挙件数は237件と、14年に比べ126件（34.7%）減少し、検挙人員は193人と、14年に比べ91人（32.0%）減少した。

侵入器具携帯違反の検挙状況

		13年	14年	15年	16年	17年
軽犯罪法違反	件数	312	363	391	297	237
侵入具携帯（第3号）	人員	238	284	281	235	193

ウ 特定の手口による侵入窃盗

ピッキング用具を使用した侵入窃盗の認知件数は、平成14年以降4年連続で減少し、17年中は2,171件と、14年に比べ1万6,950件（88.6%）減少した。

また、ドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は、15年以降減少し、17年中は735件と、15年に比べ3,631件（83.2%）減少した。

ピッキング用具を使用した侵入窃盗の認知・検挙状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	19,568	19,121	9,351	4,355	2,171
検挙件数	-	4,736	3,299	2,418	1,095

ドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知・検挙状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	-	840	4,366	1,763	735
検挙件数	-	-	182	999	869

エ 軽犯罪法違反及び迷惑防止条例違反

(ア) 軽犯罪法違反

軽犯罪法違反の検挙件数及び検挙人員は、平成15年以降3年連続で増加し、17年中の検挙件数は1万1,181件と、14年に比べ4,433件（65.7%）増加し、検挙人員は1万1,290人と、14年に比べ4,495人（66.2%）増加した。

軽犯罪法違反の検挙状況

		13年	14年	15年	16年	17年
軽犯罪法違反	件数	8,007	6,748	7,712	11,595	11,181
（総数）	人員	8,058	6,795	7,705	11,610	11,290

(イ) 迷惑防止条例違反

迷惑防止条例違反の検挙件数及び検挙人員は、平成13年以降増加し、17年中の検挙件数は8,018件と、14年に比べ2,388件（42.4%）増加し、検挙人員は7,736人と、14年に比べ2,294人（42.2%）増加した。

迷惑防止条例違反の検挙状況

		13年	14年	15年	16年	17年
迷惑防止条例	件数	5,087	5,630	6,482	7,269	8,018
違反（総数）	人員	4,962	5,442	6,345	7,048	7,736

オ 道路運送車両法に規定する登録番号標等の標示義務違反

登録番号標等の表示義務違反の検挙件数は、平成16年まで減少傾向にあり、17年中は1,140件と増加したが、14年に比べ189件（14.2%）減少した。

登録番号標等の表示義務違反の検挙件数

	13年	14年	15年	16年	17年
登録番号標等の表示義務	1,527	1,329	1,140	1,046	1,140

(3) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進状況

ア ピンクビラ等の貼付・配布

ピンクビラ等の貼付・配布の検挙件数及び検挙人員⁽²⁾は、2年連続で増加傾向にあり、平成17年中の検挙件数は294件、検挙人員は330人と、15年に比べそれぞれ91件（44.8%）、80人（32.0%）増加した。

ピンクビラ等の貼付・配布の検挙状況

	15年	16年	17年
検挙件数	203	270	294
検挙人員	250	298	330

(2) 各都道府県のいわゆる迷惑防止条例等により「わいせつ行為等に係るビラ等の配布等」違反の検挙として警察庁に報告のあったもの

イ 騒音運転に関する道路交通法違反

騒音防止装置等の整備不良の検挙件数及び消音器不備の検挙件数は、平成13年以降減少傾向にあり、17年中はそれぞれ1,547件、4,805件と、14年に比べ722件（31.8%）、6,395件（57.1%）減少した。騒音運転の検挙件数は、15年に増加したが16年以降減少傾向にあり、17年中は323件と、14年に比べ239件（42.5%）減少した。

騒音運転に関する道路交通法違反の検挙件数

	13年	14年	15年	16年	17年
騒音防止装置等整備不良	2,347	2,249	1,730	1,842	1,547
消音器不備	12,030	11,200	8,250	6,312	4,805
騒音運転	663	562	603	501	323

ウ 整備不良車両運転

整備不良車両運転の検挙件数は、平成15年に増加し、16年以降2年連続して減少しているが、17年中は15万1,731件と、14年に比べ、4万1,272件（37.4%）増加した。

整備不良車両運転の検挙件数

	13年	14年	15年	16年	17年
整備不良車両運転	117,125	110,459	173,705	170,454	151,731

5 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

各都道府県警察において、街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの強化に取り組んだ結果、それらの行為に係る平成17年中の検挙状況については、軽犯罪法第1条第3号違反及び道路交通関係法令違反の一部を除き、検挙件数、検挙人員共に評価期間前に比べ増加した。

(2) 改善を要する事項

街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締り及び街頭における秩序違反行為についての指導取締りが、街頭犯罪・侵入犯罪の発生の抑止に貢献したか否かについては、検証が難しいところであるが、こうした違反行為を看過しないことが街頭犯罪等を含めた犯罪の抑止につながるとの観点に立った施策であることから、違反行為の検挙のみに拘泥した取締りにならないよう、事案の内容に応じて、現場での指導等を活用し、適切に指導取締りを実施していく必要がある。

1 政策の内容

犯罪類型ごとに発生状況や手口等を分析し、防犯基準の策定や広報啓発活動を行うなど防犯対策を推進する。

2 取組みの内容

(1) ひったくり防止対策

「ひったくり被害を防止するための指導啓発の推進について」(平成15年10月23日付け警察庁丁生企発第340号)により、都道府県警察に対し、被害防止の指導啓発のための重点事項について指示した。

(2) 自動車盗防止対策

関係省庁及び民間団体で構成された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、「自動車盗難等防止行動計画」に基づく取組みを推進した。

(3) 自転車及び自動二輪車を対象とする犯罪の防止対策

ア 「市町村に対する自転車に関する資料提供の迅速・効率化について(通達)」(平成15年9月5日付け警察庁丁生企発第284号ほか)により、都道府県警察に対し、放置自転車の撤去活動の促進による自転車盗の抑止を指示した。

イ 都道府県警察において、グッドライダー・防犯登録制度の普及を推進した。

ウ 関係省庁と連携し「防犯まちづくり関係省庁協議会」において「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」として、駐輪場等の整備・管理に係る具体的対策を策定した。

(4) 駐車場における防犯対策

「駐車場を対象とする防犯対策の推進について(通達)」(平成15年4月18日付け警察庁丁生企発第114号)により、都道府県警察に対し、駐車場における防犯設備の整備の推進や利用者に対する広報啓発等について指示した。

(5) 住宅等に侵入して行われる犯罪の防止対策

ア 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、平成16年4月、侵入までに5分間以上の時間を要するなど一定の防犯性能を備えた建物部品15種類約2,300品目を登載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表した。

イ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が平成16年1月に施行され、同年4月から同制度の運用を開始した。

(6) 盗品流通防止対策

ア 古物商等管理者講習の実施により、不正品申告義務等古物営業法上の各種義務の履行を徹底させ、盗品の流通防止対策を推進した。

イ 古物営業法施行規則を改正(平成17年1月施行)し、盗品売買等防止団体

に対する盗難等に関する情報の提供を可能にするなどの措置を講じた。

(7) コンビニエンスストアやスーパーマーケットの防犯対策

平成15年12月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定するとともに、同基準に沿った自主防犯活動の強化を関係機関・団体に対し要請した。

(8) タクシー強盗対策

「タクシーの防犯基準」の策定について（通達）（平成16年3月30日付け警察庁丙生企第20号ほか）により、都道府県警察に対し、タクシー強盗対策を推進するよう指示した。

(9) 屋外設置の自動販売機を対象とする犯罪の防止対策

屋外に設置された自動販売機内の現金を狙った窃盗を防止するため、自動販売機設置業者や製造業者に対し各種働き掛けを実施した。

(10) 街頭緊急通報システム等の整備

犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、犯罪の多発する道路や公園に街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置を整備した。

(11) 子どもを犯罪から守るための対策

平成17年12月、関係省庁連絡会議において「犯罪から子どもを守るための対策」を取りまとめたことを受け、都道府県警察に対し、これらに基づく施策の着実な推進を指示した。

3 効果の把握の手法

(1) 犯罪統計を始めとする各種統計を用い、個別犯罪類型に応じて認知件数等の推移を分析した。

(2) 都道府県警察から報告された事例を参考とした。

4 取組みの結果

(1) ひったくり防止対策の推進

都道府県警察において、多発するひったくりの犯罪実態を踏まえ、バッグの携行方法、通行する道路の選び方、通行中の警戒、被害に遭ったときの措置等について被害防止の指導啓発を推進した。

ひったくり事件の認知件数は、3年連続で減少し、平成17年中は、3万2,017件と、14年に比べ2万902件（39.5%）減少した。

ひったくり事件認知状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017

【事例】

平成15年5月、ひったくりの被害防止を呼び掛けるCD、MD各60枚を制作し、パトロールカーや防犯広報車で再生しながら広報活動を行っているほ

か、各種キャンペーン等で活用するなど県下全域で広報活動を展開している。
(宮城)

自転車を対象としたひったくり手口の実演や、ひったくり防止カバーの無料配布を行っている(広島)

ひったくり等の犯罪発生時に、連続発生を抑止するための注意喚起及び自主的防犯意識の高揚を図るために、迅速により多くの住民に情報提供を行う携帯メール配信システム「安まちメール」を構築した(大阪)

(2) 自動車盗防止対策の推進

警察庁、財務省、経済産業省及び国土交通省並びに民間団体で構成された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」による「自動車盗難等防止行動計画」(平成17年4月改定)に基づき、イモビライザ^()等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進した。

() 現在、盗難防止に最も有効とされる電子式移動ロック装置であり、エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車体本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければエンジンが稼働しない仕組みとなっている。

自動車盗の認知件数は、16年以降2年連続で減少し、17年中は、4万6,728件と、14年に比べ1万5,945件(25.4%)減少した。イモビライザ装着車種は、18年3月現在143車種で、毎年増加している。

自動車盗の認知状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	63,275	62,673	64,233	58,737	46,728

イモビライザ装着車種の状況

	15年2月	16年3月	17年3月	18年3月
装着車種	67車種	113車種	128車種	143車種

【事例】

被害分析により弱点部品を研究し、自動車メーカーへの改善要請や警察と自動車メーカーとが協働した優良防犯機器の開発に向けた取組みを行っている(愛知)

平成17年6月、自動車関連業界、税関等の関係機関・団体が集まり「自動車盗難防止協議会」を開催し、同会議において、自動車盗難に関する情報の共有化を行った(北海道)

平成17年10月、警察本部、関係各課及び警察署からなる「伏木富山港周辺プロジェクト」を設置し、港湾における盗難自動車等の不正輸出入防止対策等を推進している(富山)

(3) 自転車及び自動二輪車を対象とする犯罪の防止対策の推進

都道府県警察において、防犯登録の普及等のほか、放置自転車の撤去活動の一層の促進による自転車盗の抑止を図るため、市町村との連携を強化する取組

みを推進した。

また、自動二輪車に係る犯罪の予防や自動二輪車のユーザーに対する防犯意識の高揚等を図るため、グッドライダー・防犯登録制度の普及に取り組んだ。

平成15年7月に開催された内閣官房都市再生本部事務局、警察庁等からなる「防犯まちづくり関係省庁協議会」において、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項として、駐輪場における監視性の確保、犯罪企図者の接近の制御等に関する具体的留意点を策定した。

オートバイ盗及び自転車盗の認知件数は、いずれも4年連続で減少し、平成17年中のオートバイ盗の認知件数は12万4,155件と、14年に比べ74,487件(37.5%)減少し、自転車盗の認知件数は40万6,104件と、14年に比べ10万8,016件(21.0%)減少した。

オートバイ盗及び自転車盗の認知状況(件数)

	13年	14年	15年	16年	17年
オートバイ盗	242,517	198,642	154,979	126,717	124,155
自転車盗	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104

【事例】

自転車盗難防止に向け、中学校及び高校を自転車盗難防止等推進サポーターに指定し、同会議において各生徒会役員等による生徒を中心とした盗難防止対策を議論し、防犯意識の高揚を図っている(宮崎)。

街頭犯罪防止や自転車盗難防止のモデル校等を中心とし、生徒による鍵掛け運動等の生徒参加型の自転車盗難防止活動を展開している(秋田)。

(4) 駐車場における防犯対策の推進

都道府県警察において、防犯カメラやモニターの設置、十分な照度の確保といった基準を満たした駐車場を防犯モデル駐車場として登録する制度を整備するなど駐車場の防犯対策を推進した。

駐車場又は駐輪場における刑法犯認知件数は、3年連続で減少し、平成17年中は66万8,435件と、14年に比べ24万8,865件(27.1%)減少した。

駐車場又は駐輪場における刑法犯認知状況

	13年	14年	15年	16年	17年
駐車場又は駐輪場における刑法犯認知件数	909,015	917,300	881,333	771,357	668,435
刑法犯認知件数全体に占める割合	33.2%	32.1%	31.6%	30.1%	29.5%

【事例】

自動車関連犯罪(自動車盗、車上ねらい及び部品盗)の分析結果に基づき、複数被害発生730駐車場を抽出して、ぱちんこ店、大規模飲食店、大型スーパー等を中心に防犯指導を実施し、防犯設備の設置を働き掛けたところ、

平成15年中、320駐車場において、防犯灯403基、防犯カメラ502台が設置された（京都）

平成16年4月、自動車関連犯罪の多発している駐車場の類型及び所在地を県警ウェブサイトで公表するとともに、管理者に対し、防犯設備等の改善等と呼び掛けた（愛知）

平成17年3月、（社）広島県防犯連合会と協働して、防犯性に優れた駐車場を登録する「広島県防犯モデル駐車場登録制度」を構築した（広島）

(5) 住宅等に対する侵入犯罪の防止対策の推進

ア 平成14年11月以降、警察庁において国土交通省及び経済産業省並びに建物部品関連の民間団体と共に、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催しており、同会議において、建物部品の防犯性能試験を継続し、目録掲載の防犯建物部品は、18年3月末現在で17種類3,381品目となっている。

また、16年9月には、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」を新設し、侵入犯罪対策等の情報を提供している。

防犯建物部品の目録掲載状況

	16年4月	16年12月	17年12月
目録掲載部品	15種類	16種類	17種類
	2,281品目	2,491品目	2,928品目

侵入窃盗の認知件数は、3年連続で減少し、17年中は24万4,776件と、14年に比べ9万3,518件（27.6%）減少した。また、住宅対象の侵入窃盗は、2年連続で減少した。

侵入窃盗の認知状況（件数）

	13年	14年	15年	16年	17年
侵入窃盗	303,698	338,294	333,233	290,595	244,776
うち住宅対象	161,883	189,336	190,473	170,991	142,945

イ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律中指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が施行され、指定建物錠に耐ピッキング性能や耐かぎ穴壊し性能等の錠の性能が表示されることにより、消費者が防犯性能により建物錠を選択できる環境が整備された。

(6) 盗品流通防止対策の推進

ア 古物商等管理者講習の受講者は、平成14年は約3,500人であったが、17年は約6倍の約2万900人が受講した。

イ 平成17年中にオートバイ関係団体2団体を盗品売買等防止団体として承認し、二輪車の盗難情報を提供することによって、同団体による照会業務が開始された。

(7) スーパーマーケットやコンビニエンスストアの防犯対策の推進

関係機関・団体に対し、コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯

基準に沿った自主防犯活動を強化について要請したほか、平成16年8月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケット強盗防犯対策会議」において、業界団体に対して、各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施等を要請した。

スーパーマーケットやコンビニエンスストアを対象とした深夜時間帯における強盗事件の認知件数は、15年は前年に比べ増加したものの、16年以降2年連続で減少したが、17年中は561件と、14年に比べ93件（19.9%）増加した。

スーパーマーケットやコンビニエンスストアを対象とした深夜時間帯における強盗事件の認知状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	527	468	742	680	561

【事例】

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件発生時に、連続発生を抑止するための注意を喚起し、事件関連情報を提供することなどを目的に、県内コンビニエンスストアに電子メールを送信するシステムを構築した（神奈川）。

タクシー業界団体に働き掛け、コンビニエンスストアの駐車場に「タクシー待機所」を設置し、タクシーが駐車することで犯罪の未然防止を図り、併せて事件発生時の対応を図ることとした（岩手）。

(8) タクシー強盗対策の推進

都道府県警察においてタクシーの防犯対策を推進したほか、平成15年11月、警察庁において、国土交通省、タクシー業界団体等と共に「タクシー強盗防犯対策会議」を開催した。

タクシーを対象とした強盗事件の認知状況は、15年は前年に比べ増加したものの、16年以降2年連続で減少したが、17年中は196件と、14年に比べ28件（16.7%）増加した。

タクシーを対象とした強盗事件の認知状況

	14年	15年	16年	17年
認知件数	168	226	208	196

【事例】

埼玉県タクシー防犯協議会に働き掛け、平成15年7月から、車外防犯灯を備えたタクシー6,300台の窓ガラスに「防犯システム車」のステッカーを貼付させ、防犯装備を備えた車両であることを表示させることにより、強盗事件の未然防止を図っている（埼玉）。

奈良県タクシー協会に対し、運転席後部への防犯仕切板設置を働き掛けたことにより、防犯仕切板を設置するタクシーの台数は4社30台から44社1,021台へと大幅に増加した（奈良）。

千葉県タクシー協会の協力の下、タクシー強盗に襲われた場合の対処要領を分かりやすく解説した「緊急事態ハンドブック」を作成の上、協会員に配付した（千葉）。

(9) 屋外設置の自動販売機を対象とする犯罪の防止対策の推進

自動販売機の設置業者等を組織化するなどして、設置されている自動販売機の頻繁な見回りや現金の早期回収を徹底するほか、自動販売機本体への盗難防止装置の設置を推進した。

自動販売機ねらいの認知件数は、3年連続で減少し、平成17年中は8万8,180件で、14年に比べ8万6,538件(49.5%)減少した。

自動販売機ねらいの認知状況

	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	170,480	174,718	147,878	112,965	88,180
うち道路上	17,778	17,171	20,898	17,962	15,059
割合	10,4%	9,8%	14,1%	15,9%	17,0%

【事例】

自動販売機設置業者との防犯連絡会を開催し、自主警戒などの自主防犯対策を要請したところ、ボトル運搬車30台による自主パトロールや自動販売機本体等に防犯カメラ、センサーライトの設置等が行われた(岐阜)。

日本自動販売機工業会と共同して、自動販売機の扉がこじ開けられるなどの異常を感知した場合に、警察署の専用電話に通報を行う「自動販売機通報システム」を開発し、東京都内で導入を開始した(警視庁)。

(10) 街頭緊急通報システム等の整備

警察庁においては、平成13年度及び14年度に、防犯灯、非常赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備え、緊急時に通報ボタンを押下することにより警察に通報することができる「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)」をモデル事業として全国計20地区に整備した。15年度以降は、補助事業として都道府県警察が行うスーパー防犯灯の整備に対する支援を行っており、18年3月までに全国49地区で計473基が整備された(13年以降)。

このほか、都道府県における独自の事業として、10都府県28地区で計203基が整備された。

また、特に子どもを犯罪被害から守るために、通学路や児童公園等の子どもが日常的に利用する公共空間において、「子ども緊急通報装置」を、14年度に国費モデル事業として全国47地区に整備した。16年度以降は、スーパー防犯灯と同様に都道府県警察に対する補助事業としてこれらの整備を支援しており、18年3月までに全国55地区で計378基が整備されたほか、大阪府では、独自の事業として6地区で計27基を整備した(14年以降)。

【事例】

平成15年8月、被害者(女性)が帰宅中、下半身を露出した男がしばらく後をつけてきたことから、公園内に設置してあるスーパー防犯灯により警察へ通報し、臨場した交番勤務員が男を公然わいせつ被疑者として逮捕した(千葉)。

平成16年2月、公園で遊んでいた小学生が、不審者がいると公園内にある子ども緊急通報装置により通報したところ、その様子を見ていた不審者はその場から立ち去り、被害の未然防止が図られた（広島）。

平成17年2月、児童公園内において、近所に居住する通報者が、公園内のごみ箱から炎が上がり、ごみ箱の傍らに不審者が立っているのを目撃し、スーパー防犯灯から通報したところ、現場急行した警察官がその不審者を放火の被疑者として現行犯逮捕した（沖縄）。

(11) 子どもを犯罪から守るための対策の推進

下校中の児童が誘拐・殺害される事件が相次いで発生したことを受け、平成17年12月、関係省庁連絡会議において「犯罪から子どもを守るための対策」を取りまとめた。これを受けて、警察庁においては、都道府県警察に対し犯罪から子どもを守るための対策の推進について指示した。また、15年3月、子ども防犯テキスト「みんなで気をつけようね」を作成し、すべての警察署及び小学校へ配付した。

都道府県警察においては、子ども対象犯罪の取締り、通学時間帯における通学路等のパトロール活動の強化、防犯ボランティア等による子どもの見守り活動や「子ども110番の家」活動への支援、学校と協力した子どもの連れ去りや不審者の学校侵入を想定した防犯訓練の実施及び防犯教室の開催、声かけ事案等不審者情報の迅速な発信、不審者情報の共有のためのネットワークの構築等の諸対策を推進した。

【事例】

県警察本部に女性非常勤職員6名からなる幼児等連れ去り未然防止教育班「たんぼぼ」を設置し、幼稚園や小学校からの要請に応じて防犯教室を開催している。平成17年中には、子どもの学年や年齢に応じ、紙芝居や寸劇等を用いた体験型の防犯教育を291回実施した（岐阜）。

平成15年11月、県警ウェブサイト子どもに対する声かけ事案や性犯罪について発生日時、場所、犯人の特徴等を掲載した「子ども安全安心マップ」を開設した（島根）。

平成17年6月、子どもを対象とした犯罪の発生情報や不審者情報等を県内の「子ども110番の家」協力者の携帯電話にメール配信する制度を開始した（徳島）。

5 効果、改善等を要する事項

(1) 効果

各犯罪類型の認知状況については、スーパーマーケットやコンビニエンスストアを対象とした深夜時間帯における強盗事件及びタクシーを対象とした強盗事件を除くすべての犯罪類型において、評価期間前に比べ認知件数が減少した。

そのほか、警察庁及び都道府県警察における取組みや関係機関・団体等への働き掛けの結果、次のような効果がみられる。

ア 防犯建物部品は、消費者にとって防犯性能の観点から製品選択を行う指標

として定着しつつあるとともに、各製造者も、独自の様々な工夫を凝らした防犯性能の高い製品開発に、より積極的に取り組むようになってきており、目録掲載部品数の増加につながっている。

イ 地域社会が一体となって子どもを守るという気運が高まりつつあり、各地でボランティアによる子どもの見守り活動が活発化している。

(2) 改善等を要する事項

ア スーパーマーケットやコンビニエンスストアを対象とした深夜時間帯における強盗事件については、評価期間前の平成14年に比べ認知件数が増加しており、今後、防犯基準に沿った自主防犯活動の積極的な実施を呼び掛けていく必要がある。

イ タクシーを対象とした強盗事件についても、評価期間前の平成14年に比べ認知件数が増加した。特に、17年に認知したタクシー対象強盗事件の被害車両の約50%が防犯仕切板を未設置であり、その場合、被害者が負傷する割合も高くなっていることから、今後、防犯仕切板の設置を更に呼び掛けていくなど防犯対策に力を注ぐ必要がある。

ウ 盗難等に関する情報の提供は、現在、二輪車に係る情報に限られており、自動車に係る情報の提供は、いまだ行われていないことから、今後、関係団体との連携を強化し、中古自動車市場への情報提供を推進する必要がある。

エ 駐車場における刑法犯認知件数は、依然、全刑法犯認知件数の約3割を占め、いわば防犯上の死角となっていると考えられることから、今後、駐車場における国民の防犯意識の向上や防犯モデル駐車場登録制度の普及に努めるなど、犯罪の起こりにくい駐車場づくりに向けた各種対策を推進する必要がある。

評価の結果と今後の展望

警察庁は、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか）に基づき、平成15年1月1日から、街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策を推進してきた。

その目的は、当時急激に増加し国民が不安を感じていた街頭犯罪及び侵入犯罪について、その増勢に歯止めを掛け、発生を抑止することであったが、対策実施前の14年と対比して、17年の刑法犯認知件数は58万4,446件（20.5%）減少し、中でも、主な街頭犯罪の認知件数は54万4,052件（33.4%）、主な侵入犯罪の認知件数は9万3,103件（24.9%）それぞれ減少した。

でみたとおり、総合対策を構成する各政策はそれぞれ効果を上げており、総合対策の推進によって街頭犯罪及び侵入犯罪の増勢に歯止めを掛け、発生を抑止するという所期の目的は、相当程度に達成することができたと考えられる。

しかしながら、減少したとは言え、17年の刑法犯認知件数は、ほぼ11年当時の水準に戻ったに過ぎず、治安が良いとされていた昭和40年代、50年代の水準には遠く及ばない（別添8）。また、体感治安についても、若干改善の兆しはあるが、いまだ厳しい状況にある。

とりわけ、路上強盗、ひったくり等一部罪種の認知件数はいまだ高い水準にあるほか、街頭における強姦、強制わいせつ及び略取誘拐といった女性・子どもが被害者となりやすい犯罪等が多発するなど、国民の治安に対する不安感を解消するに至っていない。現に、この総合評価に当たり警察庁が実施したアンケート調査結果（別添9）によれば、約7割の国民が、街頭犯罪・侵入犯罪の発生抑止のための警察の取組みについて「必要性の高い取組みであり、これからも続けてほしい」と回答している。

こうした状況から、国民が安全と安心の両面で確実に良い方向に進んでいると実感できるよう、多発している街頭犯罪及び侵入犯罪を重点に、犯罪の予防・検挙両面から総合対策を継続的に推進する必要性が高いと言うべきである。

警察庁としては、都道府県警察がこれまでの3年間取り組んできた諸対策の効果を的確に分析し、有効な施策について一層の普及を図るとともに、進展が遅れている都道府県警察に対しては、いずれの地域においても共通して推進すべき施策の目安を示すなどして全国的な底上げを図っていく必要がある。

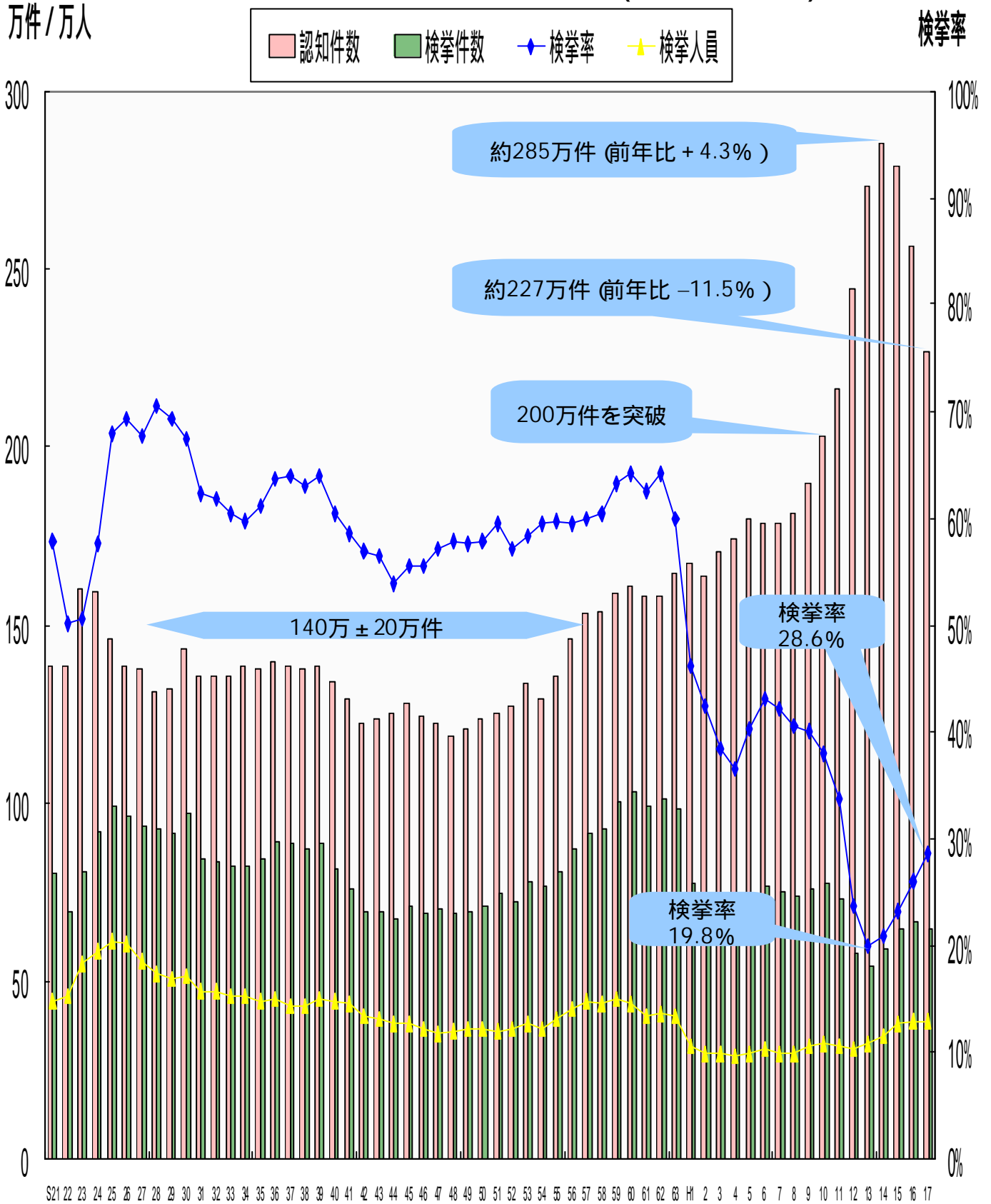
また、将来にわたり持続的に効果を上げていくためには、自治体及び教育委員会との人事交流の促進やスクールサポーター制度の導入促進等関係機関・団体との連携の強化、関係条例の整備や見直し、防犯ボランティア団体等のネットワーク化の促進等住民の自主的な防犯活動の支援、犯罪の発生する可能性が高い場所や施設を中心とした防犯環境設計による犯罪の起きにくいまちづくり、犯罪情報発信による犯罪情報の共有化等、様々な視点から新しい課題に取り組んでいくことも必要になる。

そのため、警察庁は、本評価書による評価の結果を踏まえ、

- ・ 犯罪検挙や職務質問等による犯罪抑止活動を更に強化すること

- ・ 安全・安心なまちづくり等社会全体で役割を分担して行う犯罪抑止活動においても警察が牽引的役割を果たすこと
 - ・ 国民の自主防犯活動を促すため、国民に対する犯罪情報発信活動を更に推進すること
 - ・ 犯罪発生の背景にある諸問題についても分析及び検証を図り、検証結果に基づき、効果的な施策を重点的に選択実施すること
- を基本的考え方として、今後とも、総合対策を推進していくこととする。

刑法犯認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移 (昭和21年～平成17年)



「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進に関する調査」

の結果について（概要）

1. 調査目的

「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進に関する総合評価書」作成に当たって、その客観性を確保するため、一般国民の意識を調査することを目的とする。

2. 調査時期

平成18年9月19日（火）～25日（月）

3. 調査方法（標本数）

原則として、各都道府県警察本部（街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策業務主管部門）の担当者が運転免許試験場等において、免許証の更新を受けるために来場した優良運転者講習受講者に対して調査票への記入を依頼し、回収する方法により実施した。

- ・調査総数（標本数） 5,626人
- ・有効回答数 5,606人（99.6%）
（男性 47.9%、女性 52.1%）

4. 主な質問項目及び回答

◆ 街なかや交番で警察官・パトロールカーを見かける頻度

「よく見かける」が19.5%、「時々見かける」が60.4%と、両者を合わせ約80%が「見かける」と回答している。

◆ 今後の警察官の街頭活動のあり方

「現在以上にパトロールをしてほしい」が56.6%、「現在以上に交番にいてほしい」が17.9%、「各家庭を訪問してほしい」が4.2%。
一方、「現在のやり方で良い」は21.3%となっている。

◆ 身近で起きた犯罪の発生に関する情報の関心度

「とても関心を持っている」が66.0%、「少し関心を持っている」が30.9%。
殆どが「関心を持っている」と回答している。

◆ 犯罪情報の入手経路

「報道」が97.5%と突出している。次いで「人から聞く・口コミ」が41.6%、「回覧板、町会・自治会活動、自主防犯活動を通じて」が29.6%と続く。

◆ 全国的に犯罪の認知件数が減少していることに対する認知度

「増えていると思っていた」が68.8%と最も多く、「減っていることを知っていた」は8.3%と少ない。

◆ 犯罪被害に遭わないために実践している防犯対策

「新聞やテレビで犯罪の被害を防ぐための情報を得る」が59.6%と突出している。次いで「遠回りでも人通りの多いところを通る」が39.5%と続く。「車、バイク、自転車には、厳重なカギやひったくり防止網等をつけている」、「近所の人と、身近で起きた犯罪について話す」、「家のドアや窓のカギを交換したり二重にしたりする」等は各々25%前後で並んでいる。

◆ 防犯対策に関する情報の入手経路

「報道」が89.8%と突出している。次いで「人から聞いた・口コミ」(29.2%)、「回覧板、町会・自治会活動、自主防犯活動を通じて」(26.7%)と続く。

◆ 子どもを犯罪から守るために行われている地域の活動

「PTAやボランティアによる登下校時の通学路における保護・誘導」が73.3%と突出している。次いで「子ども110番の家」の活動」(48.6%)、「警察やボランティアによる学校や通学路付近の防犯パトロール」(40.1%)と続く。

◆ 子どもを犯罪から守るために実践している防犯対策

「子どもとどのように気をつけるか話しあっている」が最も多く64.9%となっている。次いで「不審者情報や子どもを取り巻く様々な情報を周囲から得るようにしている」が53.4%、「防犯ブザーを持たせる」が40.1%、「子どもと一緒に近所や通学路の危険な場所を確認している」が26.5%と続く。

◆ 住民による自主防犯パトロールを見かける頻度

「よく見かける」が18.4%、「時々見かける」が42.2%となっており、「見かける」と「時々見かける」を合わせると60%を超えている。

◆ 暴走族・不良グループ等の少年非行集団について

「あまり変わらない」が45.2%、「悪化した、又は増えたと感じる」が27.8%、「良くなった、又は減ったと感じる」が22.4%となっており、「悪化した、増えた」との回答が「良くなった、減った」を上回っている。

◆ ピンクチャシを見かける頻度

「よく見かける」が11.1%、「時々見かける」が42.6%、「ほとんど又は全く見かけない」が46.3%となっており、「見かける」の割合が半数以上を占めている。

◆ 街なかの落書きを見かける頻度

「よく見かける」が21.5%、「時々見かける」が56.7%、「ほとんど又は全く見かけない」が21.8%となっており、「見かける」との割合が80%弱となっている。

◆ 悪質な訪問販売や強引な勧誘・セールスを見かける頻度

「時々見かける」が50.8%、「ほとんど又は全く見かけない」が41.1%、「よく見かける」が8.1%となっており、「見かける」との割合が60%弱となっている。

◆ 過去3～4年における居住地域の治安の変化

「変わらない」が76.8%、「悪くなった」が14.7%、「良くなった」が8.5%となっており、治安は「変わらない」との回答が多くを占めている。

◆ 街頭犯罪・侵入犯罪の発生抑止のための警察の取組みについて

「必要性の高い取組みであり、これからも続けるべき」が69.1%で最も多い。次いで、「必要性の低い取組みが多く、見直すべき」が12.5%、「どちらでもない」が5.4%、「分からない」が13.0%となっている。